

## はじめに



近年、少子高齢化の進展やライフスタイルが多様化する中、今後も活力あるまちを維持していくためには、性別や立場に関わらず、町民一人ひとりが仕事、家庭、地域などさまざまな分野でその個性を発揮できる男女共同参画社会の実現が重要となります。

当町では、平成26年に第1次となる「揖斐川町男女共同参画プラン」を策定して以降、男女共同参画社会の実現に向け、各種施策に取り組んでまいりましたが、依然として多くの課題が残っています。

このたび、平成30年度末で「揖斐川町男女共同参画プラン」の計画期間が満了することから、これまでの取り組みでの成果や課題、社会情勢の変化を踏まえ、新たに「揖斐川町第2次男女共同参画プラン」を策定いたしました。

本プランでは、「一人ひとりがみとめあい、ともに幸せにくらすまち」を目指す姿に掲げ、町民の皆様と一体となり、それぞれの個性や能力を活かすことができる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

また、平成27年9月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、新たに、本町での女性活躍の推進計画とした「揖斐川町女性活躍推進計画」を包含した内容となっております。

各施策の推進にあたりましては、町民の皆様や地域の団体、事業者とともに協働していくことが重要となりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本プランの策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました町民の皆様、ご尽力いただきました揖斐川町男女共同参画推進審議会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました皆様に、心からお礼申し上げます。

平成31年3月

揖斐川町長 富田 和弘

# 目 次

<b>第 1 章 男女共同参画プランの概要</b> .....	<b>1</b>
1 プラン策定の趣旨.....	1
2 プランの期間.....	1
3 プランの位置付け.....	2
4 男女共同参画に関する動き.....	3
<b>第 2 章 男女共同参画に関する状況</b> .....	<b>5</b>
1 人口と世帯.....	5
2 就労状況.....	13
3 政策・方針決定過程への女性の参画状況.....	15
4 男女共同参画に対する町民からの意見.....	16
5 第 1 次プランにおける達成状況.....	27
<b>第 3 章 プランの基本的な考え方と基本方針</b> .....	<b>28</b>
1 プランの視点.....	28
2 目指す姿と基本方針.....	29
3 体系図.....	31
<b>第 4 章 プランの基本方針と施策の展開</b> .....	<b>32</b>
基本方針Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識・環境づくり.....	32
基本方針Ⅱ 多様な活躍ができる社会づくり【揖斐川町女性活躍推進計画】.....	37
基本方針Ⅲ 互いを尊重し、誰もが個性を活かして暮らせる町づくり.....	41
目標指標.....	48
<b>第 5 章 プランの推進体制と役割分担</b> .....	<b>50</b>
1 推進体制.....	50
2 役割分担.....	50
<b>参考資料</b> .....	<b>52</b>
1 策定経過.....	52
2 揖斐川町男女共同参画推進審議会設置要綱.....	53
3 揖斐川町男女共同参画推進審議会委員名簿.....	54
4 用語集.....	55



# 男女共同参画プランの概要

## 1 プラン策定の趣旨

我が国においては、少子高齢化が急速に進行し、人口減少が進むなか、地域社会・経済活動などあらゆる分野での女性の活躍が今まで以上に期待されています。また、共働きや単身、ひとり親世帯の増加等の家族形態の変化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、さらに性の多様性の顕在化等、男女共同参画を進めるうえで従来より、きめ細かな施策の展開が求められています。

このような中、国では平成 27 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（「女性活躍推進法」）を制定し、女性の個性と能力を十分発揮して職業生活において活躍できるよう推進しています。さらに同年、「第 4 次男女共同参画基本計画」を策定し、女性の活躍促進に向けた男性中心型労働慣行等の変革や困難な状況に置かれている女性への支援、東日本大震災の経験を踏まえた男女共同参画の視点からの防災復興対策等といった、さらなる男女共同参画推進に向けた取組が進められてきました。

本町では、一人ひとりがお互いを尊重し、支え合い協力し合いながら、それぞれに個性や能力を発揮して暮らすことができるまちの実現を目指すため、平成 26 年 3 月に「揖斐川町男女共同参画プラン」を策定し、総合的かつ計画的に実効性のある施策を展開してまいりました。

しかしながら、取組の成果はあったものの、依然として少子高齢化や固定的性別役割分担意識など男女共同参画に関する様々な課題が残っています。

この度、「揖斐川町男女共同参画プラン」が平成 30 年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため「揖斐川町第 2 次男女共同参画プラン」を策定し、社会状況の変化に対応した今後の男女共同参画施策の方向性やあり方を示し、男女が共に生きやすい社会の実現を目指していきます。

## 2 プランの期間

このプランの期間は、2019 年度から 2023 年度までの 5 年間とし、社会情勢や町民の意識の動向を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行います。

### 3 プランの位置付け

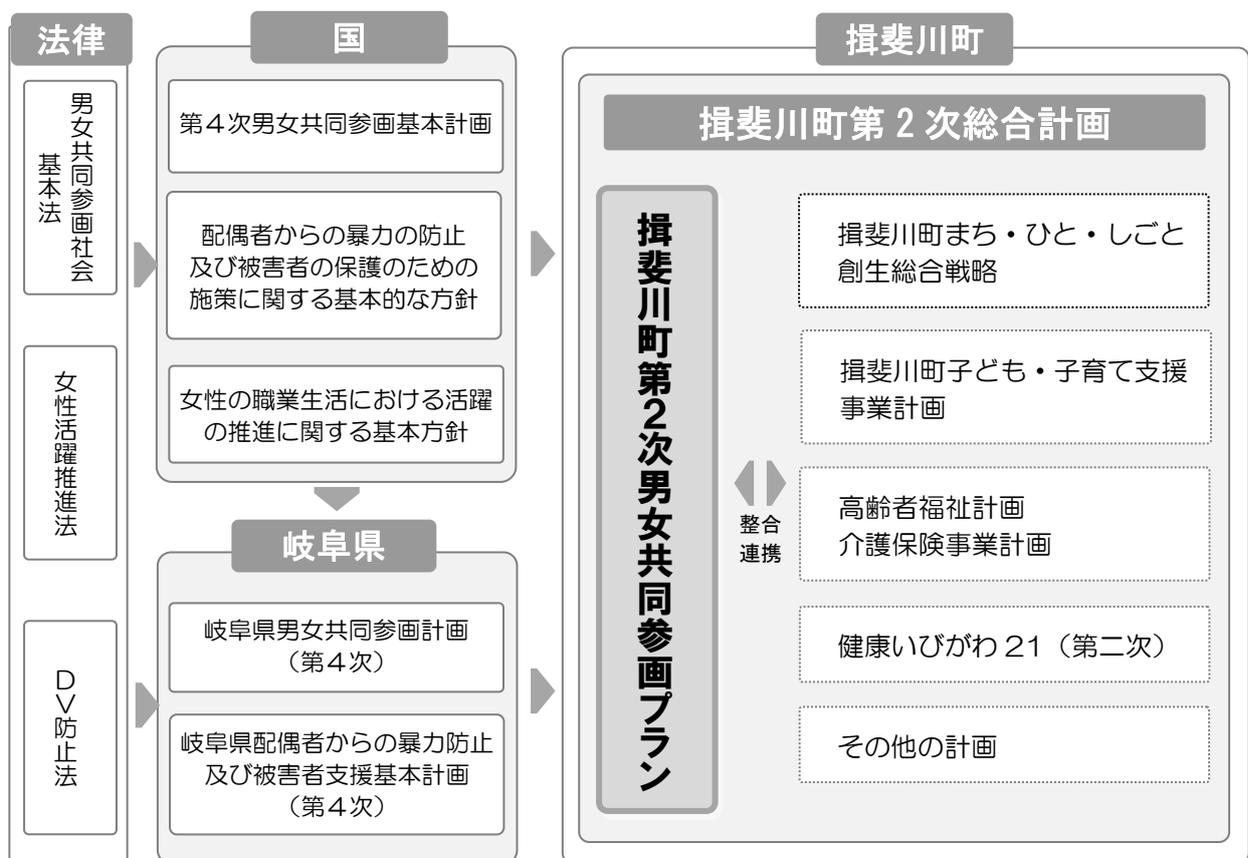
○本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、国の「第4次男女共同参画基本計画」や岐阜県の「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」を勘案して、男女共同参画社会の促進に関する施策についてまとめた「市町村男女共同参画計画」です。

○本計画の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についてまとめた「市町村推進計画」です。

（第4章 基本方針Ⅱ 多様な活躍ができる社会づくり）

○本計画の一部は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施についてまとめた「市町村基本計画」です。（第4章の基本方針Ⅲ（2）DV防止啓発及び被害者支援）

○本計画は、揖斐川町の上位計画である「揖斐川町第2次総合計画」や他分野の計画との整合性を図り策定するものです。



## 4 男女共同参画に関する動き

### (1) 国の動き

年号	国の動き
昭和 50(1975)年	・国際婦人年を契機に、総理府（現在の内閣府）に「婦人問題企画推進本部」を設置
昭和 52(1977)年	・女性の地位向上に関する施策の方向、目標等を明らかにした「国内行動計画」策定
昭和 60(1985)年	・「男女雇用機会均等法」の制定など国内法の整備に努めた上で、「女子差別撤廃条約」を批准
昭和 62(1987)年	・「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
平成 3(1991)年	・子を養育する労働者が法律に基づいて取得できる「育児休業法」が公布
平成 11(1999)年	・男女共同参画社会の実現を促進するため基本的な法律として「男女共同参画基本法」を公布
平成 12(2000)年	・「男女共同参画基本法」に基づく「男女共同参画基本計画」が策定
平成 13(2001)年	・配偶者からの暴力（DV）にかかる通報、相談、保護、自立支援などを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定
平成 17(2005)年	・政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や女性のチャレンジ支援等を盛り込んだ「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定
平成 19(2007)年	・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定
平成 22(2010)年	・実効性のあるアクションプランとするため、「成果指標」を設定した「第3次男女共同参画基本計画」が策定
平成 25(2013)年	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正 ・「ストーカー規制法」が改正
平成 26(2014)年	・「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」決定
平成 27(2015)年	・事業主行動計画の策定を大企業の事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立 ・男性中心型労働慣行等の変革やあらゆる分野における女性の活躍などに視点を置いた「第4次男女共同参画基本計画」が策定
平成 28(2016)年	・「第1回働き方改革実現会議」開催
平成 29(2017)年	・「改正育児・介護休業法」が施行

## (2) 岐阜県の動き

年号	岐阜県の動き
昭和 51(1976)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生部児童家庭課に婦人問題担当窓口設置</li> <li>・ 婦人問題連絡会議設置</li> </ul>
昭和 54(1979)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境部県民生活課に婦人問題担当配置</li> <li>・ 第Ⅰ期婦人問題懇話会設置</li> </ul>
昭和 56(1981)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」(第Ⅰ期婦人問題懇話会)</li> </ul>
昭和 57(1982)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第Ⅱ期婦人問題懇話会設置</li> <li>・ 総務部青少年婦人課に婦人問題担当設置</li> </ul>
昭和 59(1984)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第Ⅰ期婦人問題推進会議設置</li> <li>・ 「家庭生活における婦人の地位向上に関する提言」(第Ⅱ期婦人問題懇話会)</li> </ul>
昭和 61(1986)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「岐阜県婦人行動計画」策定</li> <li>・ 第Ⅱ期婦人問題推進会議設置</li> </ul>
平成元(1989)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性の世紀 21 委員会設置</li> </ul>
平成 5(1993)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「男女共同参画型社会をめざしての提言」(女性の世紀 21 委員会)</li> </ul>
平成 6(1994)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「女と男のはあもにいプランーぎふ女性行動計画ー」策定</li> </ul>
平成 10(1998)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「第 3 次ぎふ女性行動計画への提言」(女性の世紀 21 委員会)</li> </ul>
平成 11(1999)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ぎふ男女参画プラン」策定</li> </ul>
平成 14(2002)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ぎふ男女共同参画プラン」一部改訂</li> </ul>
平成 15(2003)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」【公布・全面施行平 1 6】</li> <li>・ 第 1 回男女共同参画推進強調月間 (1 1 月)</li> </ul>
平成 16(2004)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会設置</li> <li>・ 「岐阜県男女共同参画計画」策定</li> </ul>
平成 18(2006)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定</li> </ul>
平成 21(2009)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「岐阜県男女共同参画計画 (第 2 次)」策定</li> <li>・ 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画 (第 2 次)」策定</li> </ul>
平成 26(2014)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「岐阜県男女共同参画計画 (第 3 次)」策定</li> <li>・ 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 (第 3 次)」策定</li> </ul>
平成 31(2019)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「岐阜県男女共同参画計画 (第 4 次)」策定</li> </ul>



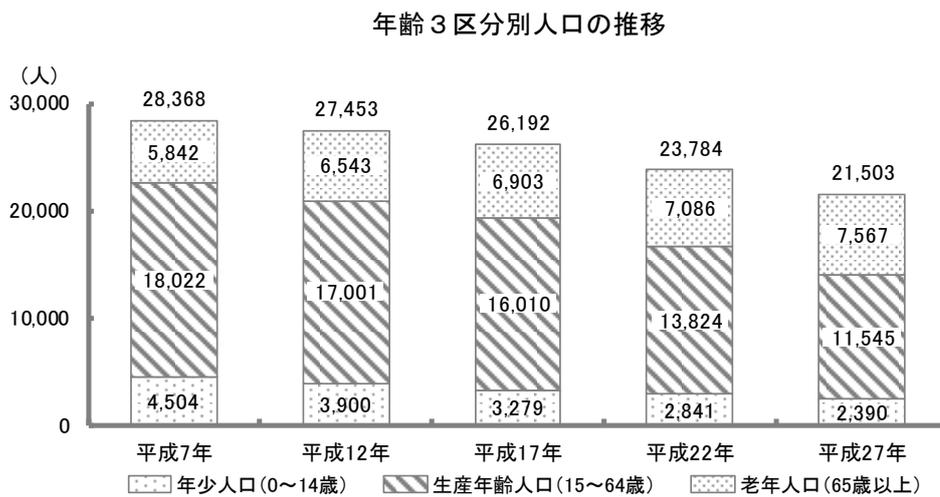
## 第 2 章

# 男女共同参画に関する状況

### 1 人口と世帯

#### (1) 年齢3区分別人口の推移

総人口の推移をみると、平成7年から平成27年にかけて6,865人減少しており、平成27年では21,503人となっています。また、年齢3区分別人口の推移について、年少人口と生産年齢人口は減少していますが、老年人口は増加しています。



資料：国勢調査

平成 30 年 10 月 1 日現在における各地域の人口構成をみると、揖斐川町全体では、65 歳以上の割合は 37.6%となっており、65～74 歳の前期高齢者の割合は 17.8%、75 歳以上の後期高齢者の割合は 19.8%となっています。

また、後期高齢者の割合は、春日地域、久瀬地域、藤橋地域、坂内地域で高く、3 割以上となっており、特に坂内地域では 44.6%となっています。

平成 30 年 10 月 1 日現在における各地域の人口構成

(人)

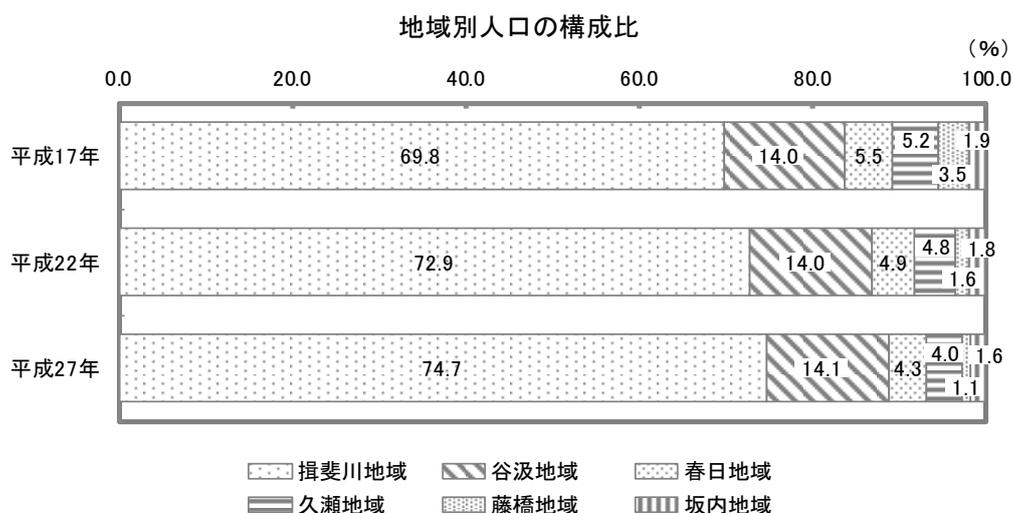
地域名	0～14 歳	15～64 歳	65～74 歳	75 歳以上	合計
揖斐川町全体	2,197	11,032	3,760	4,192	21,181
	10.4%	52.1%	17.8%	19.8%	100.0%
揖斐川地域	1,794	8,578	2,779	2,666	15,817
	11.3%	54.2%	17.6%	16.9%	100.0%
谷汲地域	285	1,472	544	651	2,952
	9.7%	49.9%	18.4%	22.1%	100.0%
春日地域	49	367	180	339	935
	5.2%	39.3%	19.3%	36.3%	100.0%
久瀬地域	49	379	160	295	883
	5.5%	42.9%	18.1%	33.4%	100.0%
藤橋地域	9	108	35	79	231
	3.9%	46.8%	15.2%	34.2%	100.0%
坂内地域	11	128	62	162	363
	3.0%	35.3%	17.1%	44.6%	100.0%

資料：住民基本台帳（平成 30 年 10 月 1 日現在）

## (2) 地域別人口

### ① 地域別人口の構成比

地域別の人口の構成比は揖斐川地域が最も高く、次いで谷汲、春日、久瀬、坂内、藤橋となっています。平成17年から平成27年までの期間では、どの地域でも人口は減少し、春日、久瀬、坂内、藤橋地域は30%以上の減となっており、特に藤橋地域では、徳山ダムの作業員の減少等により70%以上の減となっています。



### 地域別人口の推移

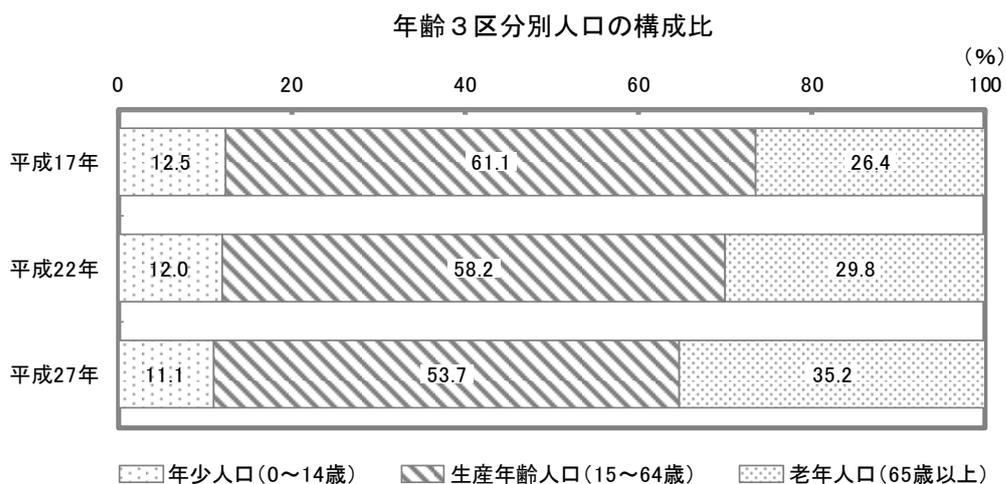
(人)

地域名	平成17年	平成22年	平成27年
揖斐川地域	18,284	17,331	16,073
谷汲地域	3,673	3,339	3,042
春日地域	1,429	1,165	932
久瀬地域	1,373	1,150	867
藤橋地域	924	378	239
坂内地域	509	421	350

資料：国勢調査

## ② 年齢3区分別人口の構成比の推移

年齢3区分別人口の構成比の推移をみると、平成17年以降、年少人口割合と生産年齢人口割合は減少する一方で、老年人口割合は増加しており、平成27年では年少人口割合が11.1%、生産年齢人口割合が53.7%、老年人口割合が35.2%となっています。



年齢3区分別人口の構成比

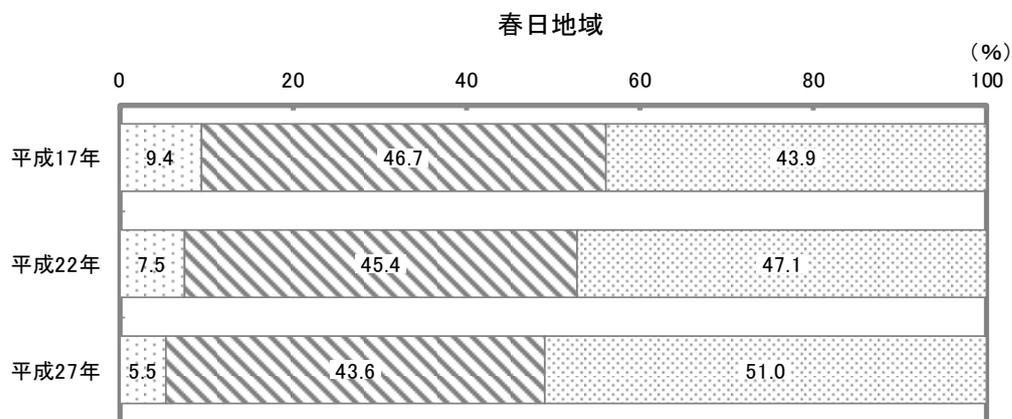
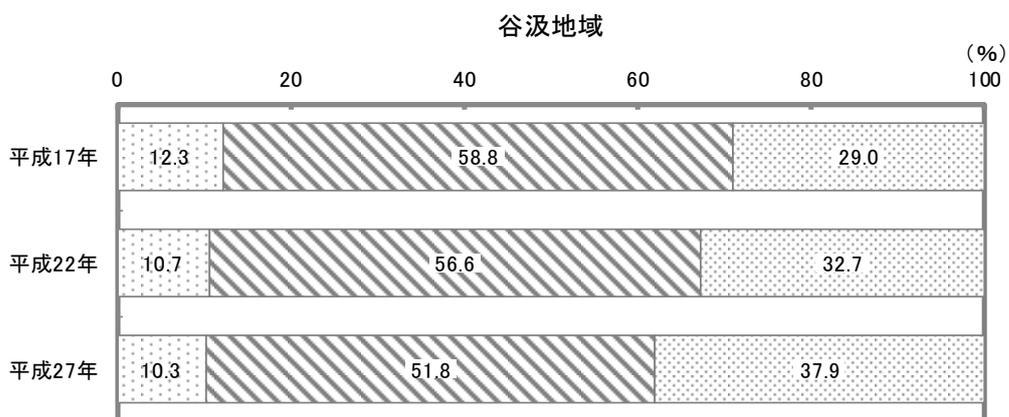
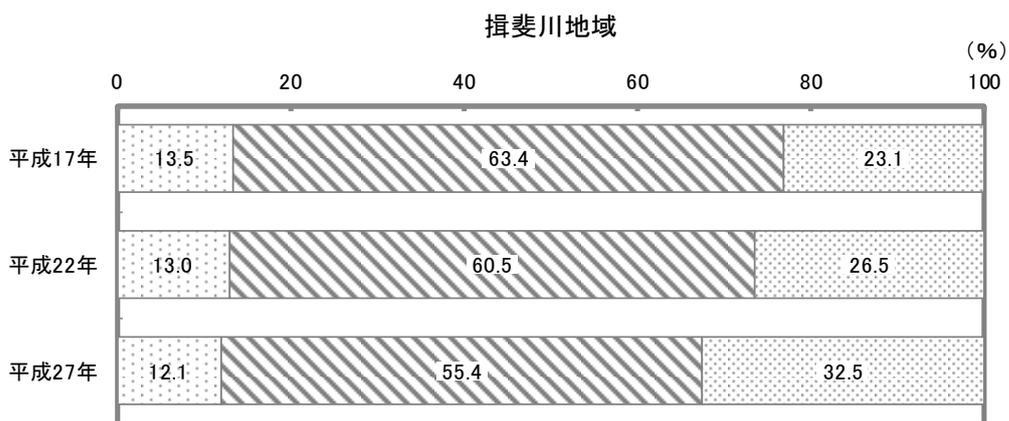
(人)

年齢区分	平成17年	平成22年	平成27年
年少人口 (0~14歳)	3,279	2,841	2,390
生産年齢人口 (15~64歳)	16,010	13,824	11,545
老年人口 (65歳以上)	6,903	7,086	7,567

資料：国勢調査

### ③ 地域ごとの年齢3区分別構成比

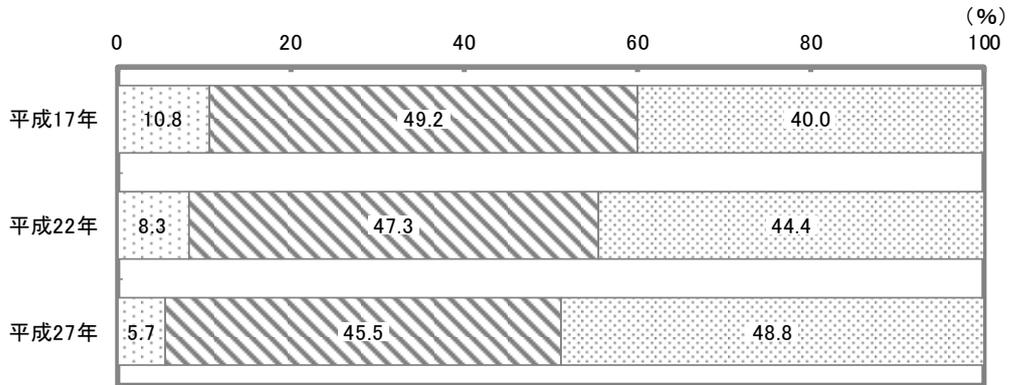
地域ごとの年齢3区分の人口構成比では、平成17年と平成27年を比較すると、すべての地域で65歳以上の高齢者の割合が高まっており、特に、春日、坂内地域では50%を超えています。



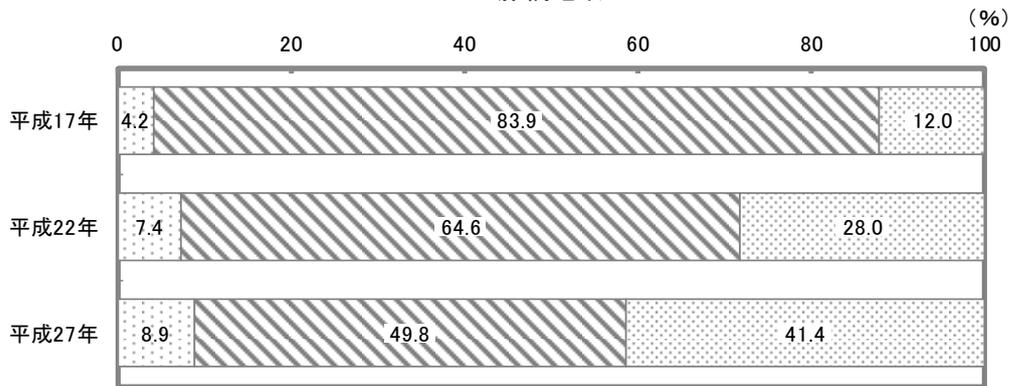
年少人口(0~14歳)
  生産年齢人口(15~64歳)
  老年人口(65歳以上)

資料：国勢調査

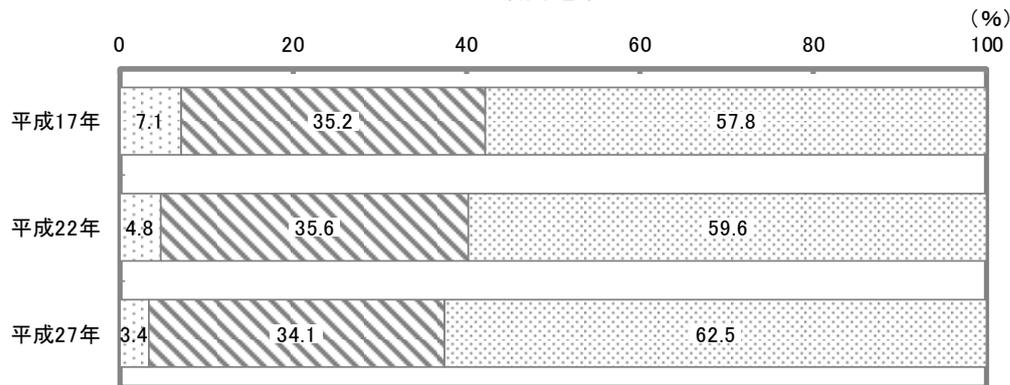
久瀨地域



藤橋地域



坂内地域



年少人口(0~14歳) 生産年齢人口(15~64歳) 老年人口(65歳以上)

資料：国勢調査

地域ごとの年齢三区分別構成比

(人)

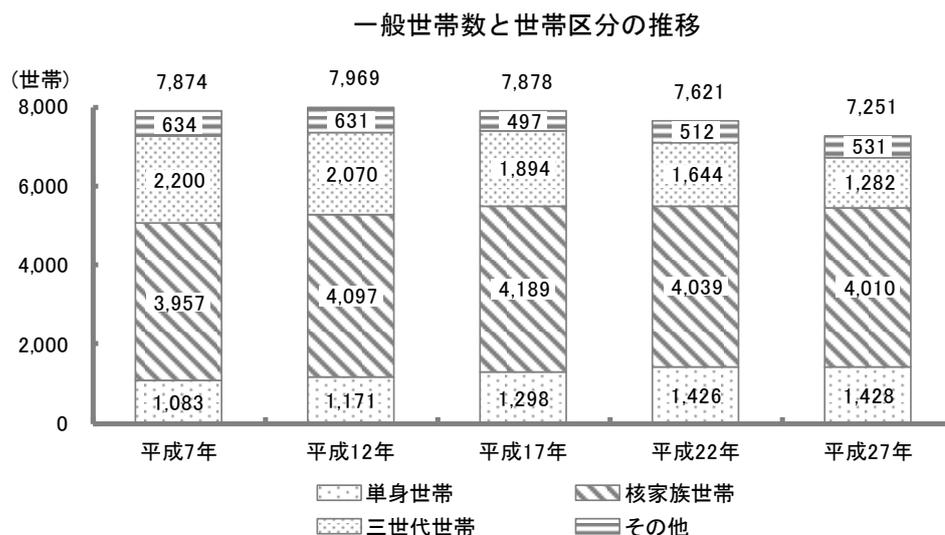
年齢区分		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
揖斐川地域	年少人口 (0～14 歳)	2,472	2,255	1,942
	生産年齢人口(15～64 歳)	11,587	10,467	8,856
	老年人口 (65 歳以上)	4,225	4,576	5,198
谷汲地域	年少人口 (0～14 歳)	451	356	312
	生産年齢人口(15～64 歳)	2,158	1,890	1,569
	老年人口 (65 歳以上)	1,064	1,093	1,148
春日地域	年少人口 (0～14 歳)	135	87	51
	生産年齢人口(15～64 歳)	667	529	406
	老年人口 (65 歳以上)	627	549	475
久瀬地域	年少人口 (0～14 歳)	148	95	49
	生産年齢人口(15～64 歳)	676	544	393
	老年人口 (65 歳以上)	549	511	421
藤橋地域	年少人口 (0～14 歳)	37	28	21
	生産年齢人口(15～64 歳)	743	244	118
	老年人口 (65 歳以上)	106	106	98
坂内地域	年少人口 (0～14 歳)	36	20	12
	生産年齢人口(15～64 歳)	179	150	119
	老年人口 (65 歳以上)	294	251	218

資料：国勢調査

### (3) 世帯数

#### ① 一般世帯数と世帯区分の推移

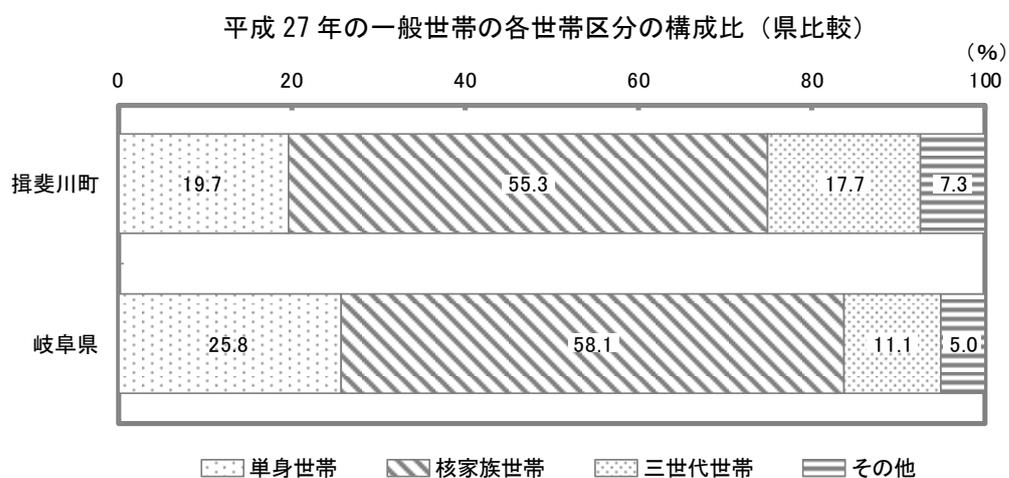
一般世帯数と世帯区分の推移をみると、一般世帯数は平成12年以降減少しており、平成27年で7,251世帯となっています。核家族世帯数、三世帯世帯数は減少傾向となっていますが、単身世帯数は増加しています。



資料：国勢調査

#### ② 一般世帯の各世帯区分構成比（平成27年、県比較）

平成27年の一般世帯の各世帯区分構成比をみると、岐阜県と比較して単身世帯割合、核家族世帯割合が低く、三世帯世帯割合が高くなっています。

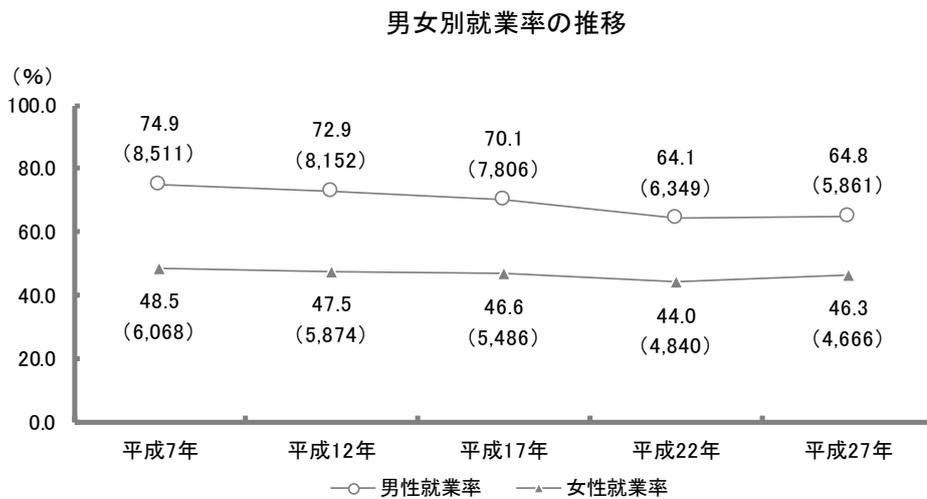


資料：国勢調査

## 2 就労状況

### (1) 男女別就業率の推移

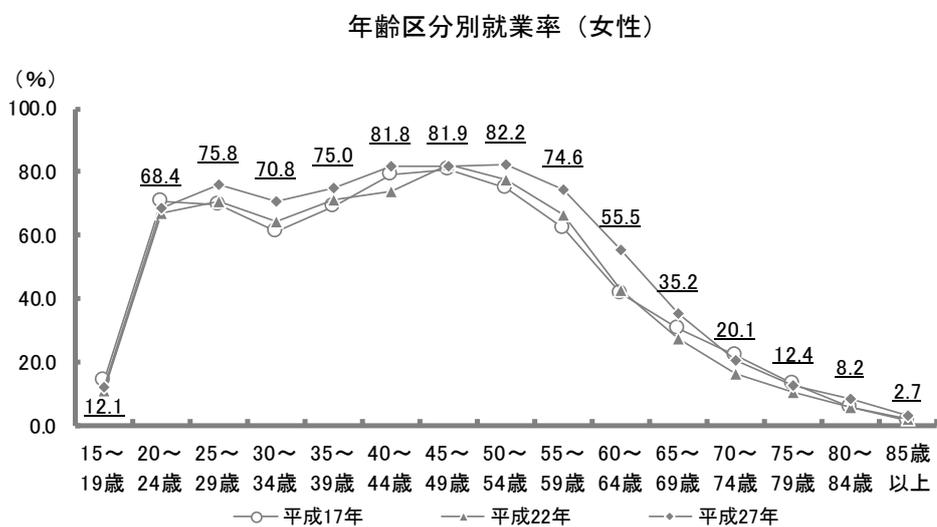
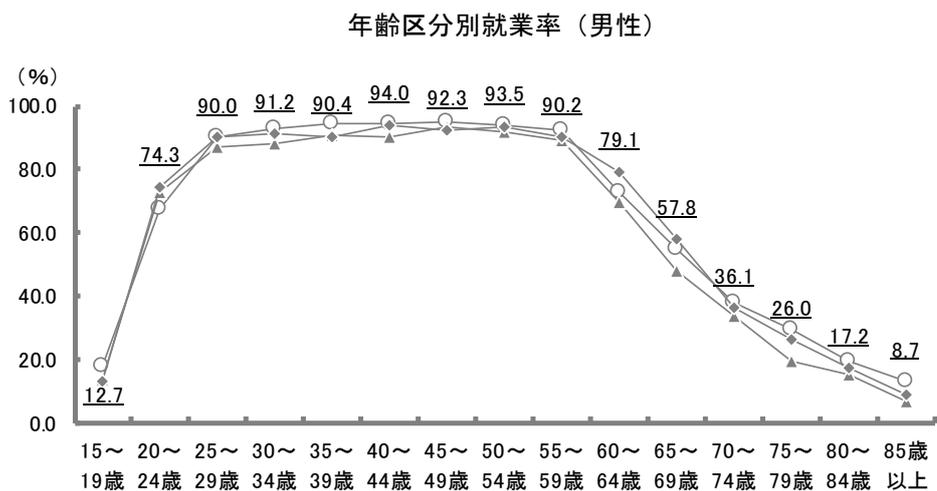
男女別就業率の推移をみると、平成22年までは男女ともに減少していましたが、平成27年では微増しており、男性就業率は64.8%、女性就業率は46.3%となっています。また、いずれの年においても、就業率は男性が女性を上回っています。



資料：国勢調査  
※ ( ) は就業者数

## (2) 年齢区分別就業率

年齢区分別就業率をみると、男性の就業率は平成22年に比べて高くなっています。女性の就業率は、結婚・出産期に当たる年代に下降するM字カーブを描いていますが、その底は浅くなっています。



資料：国勢調査

※就業率：15歳以上人口に占める就業者の割合

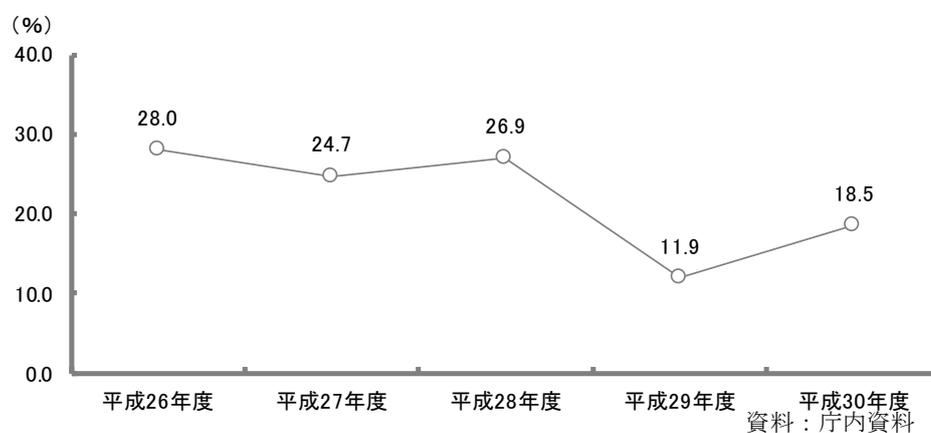
### 3 政策・方針決定過程への女性の参画状況

#### (1) 審議会等における女性委員の比率

審議会等における女性委員の比率をみると、増減を繰り返しつつ、平成30年度は18.5%となっています。

「揖斐川町男女共同参画プラン」では、平成30年度目標を40.0%としており、達成には至りませんでした。

審議会等における女性委員の比率



## 4 男女共同参画に対する町民からの意見

### (1) アンケート調査概要

#### ① 調査の目的

揖斐川町のさらなる男女共同参画の推進を図るため、「揖斐川町第2次男女共同参画プラン」の策定の基礎資料として、調査を実施するものです。

#### ② 調査対象

揖斐川町在住の18歳以上の方2,000人を無作為抽出

#### ③ 調査期間

平成30年7月5日から平成30年7月25日

#### ④ 調査方法

郵送による配布・回収

#### ⑤ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
2,000通	845通	42.3%

#### ⑥ 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数(N)を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計(全体)の有効回答数が合致しないことがあります。

#### ※クロス集計

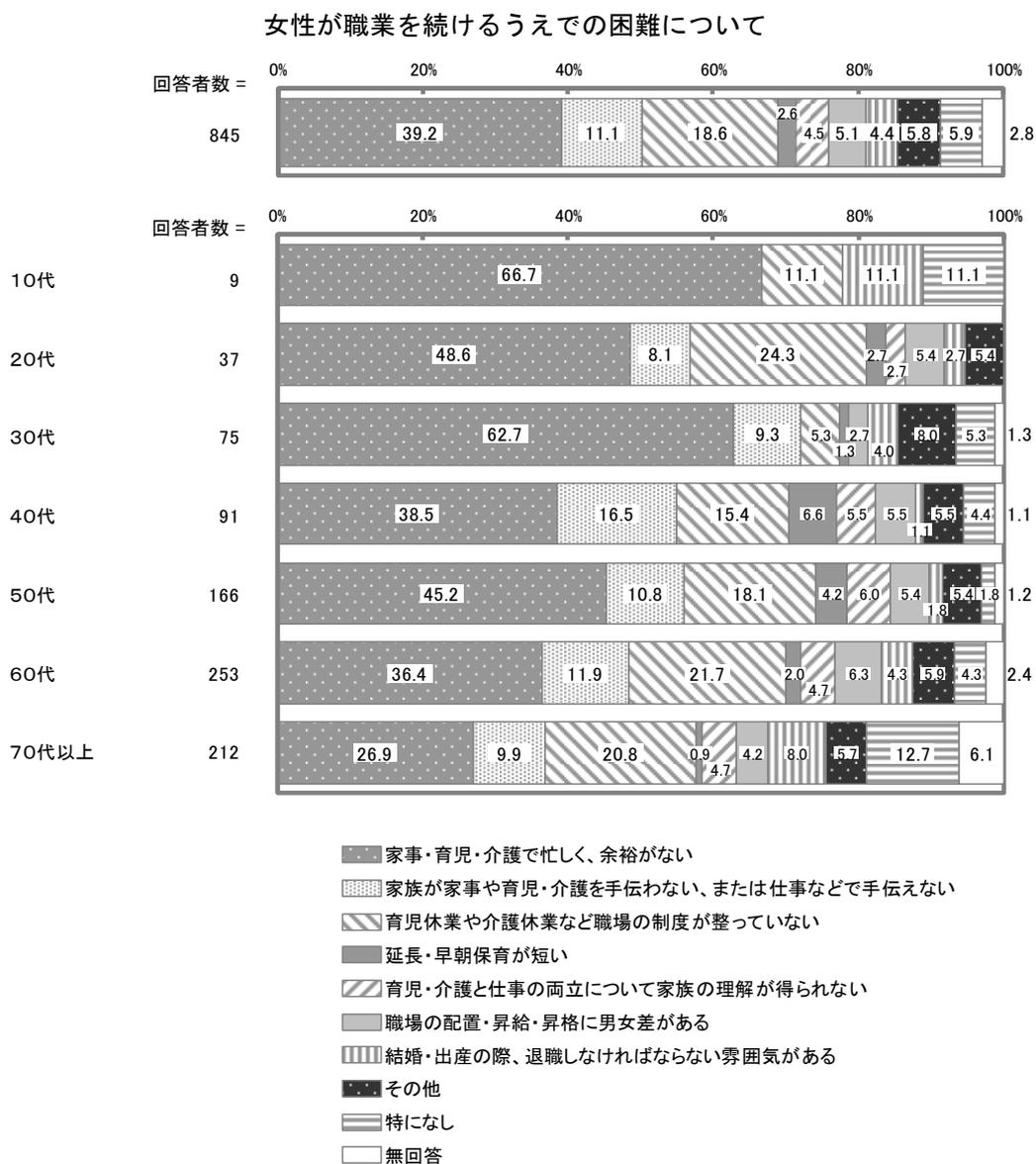
複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法。

## (2) アンケート調査結果

### ① 女性が職業を続けるうえでの困難について

「家事・育児・介護で忙しく、余裕がない」の割合が39.2%と最も高く、次いで「育児休業や介護休業など職場の制度が整っていない」の割合が18.6%、「家族が家事や育児・介護を手伝わない、または仕事などで手伝えない」の割合が11.1%となっています。

年代別で見ると、10～30代において、「家事・育児・介護で忙しく、余裕がない」の割合が高くなっています。

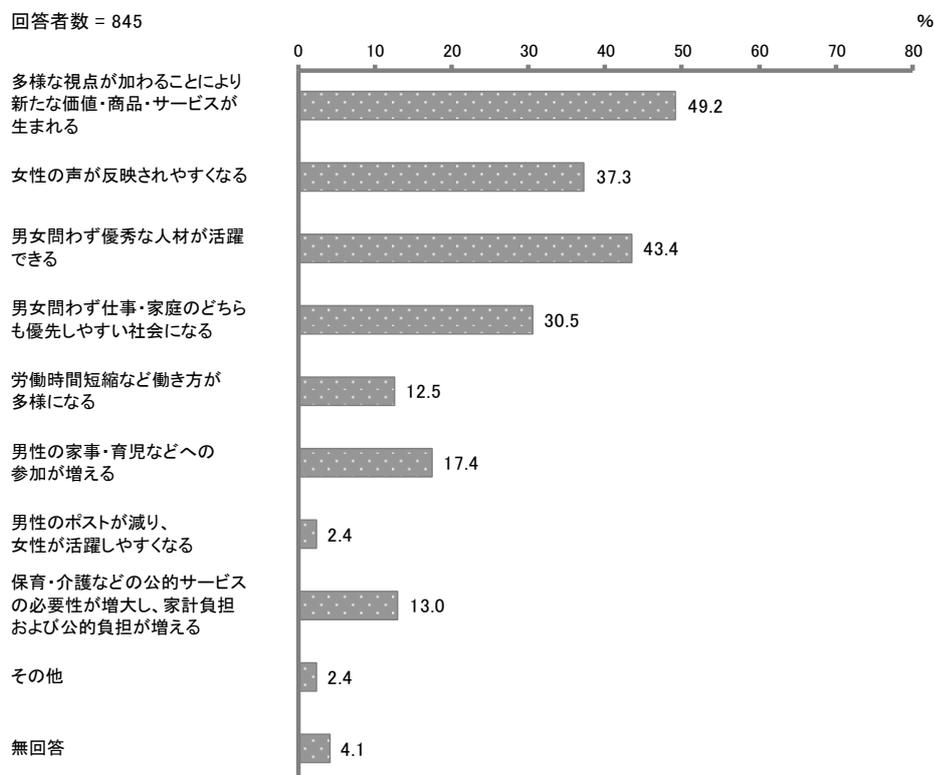


## ② 政治・経済・地域など各分野において、女性の参加が進み、女性のリーダーが増えることによる影響について

「多様な視点が加わることにより新たな価値・商品・サービスが生まれる」の割合が49.2%と最も高く、次いで「男女問わず優秀な人材が活躍できる」の割合が43.4%、「女性の声が反映されやすくなる」の割合が37.3%となっています。また、その他意見の中には、慣習や慣例の改善、少子化・晩婚化の進行への懸念などがありました。

### 女性の参加が進み、女性のリーダーが増えることによる影響について

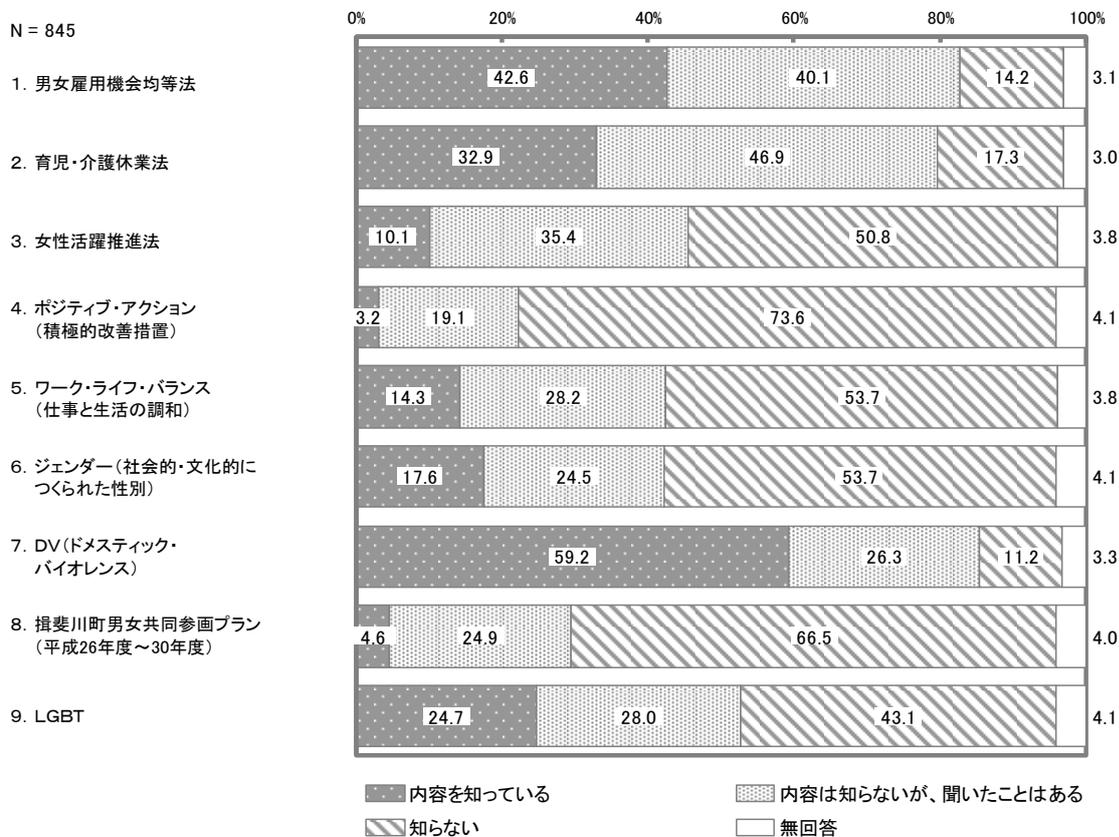
回答者数 = 845



### ③ 男女共同参画に関する言葉の認知度について

『7. DV（ドメスティック・バイオレンス）』で「内容を知っている」の割合が高くなっています。また、『4. ポジティブ・アクション（積極的改善措置）』『8. 揖斐川町男女共同参画プラン（平成26年度～30年度）』で「知らない」の割合が高くなっています。

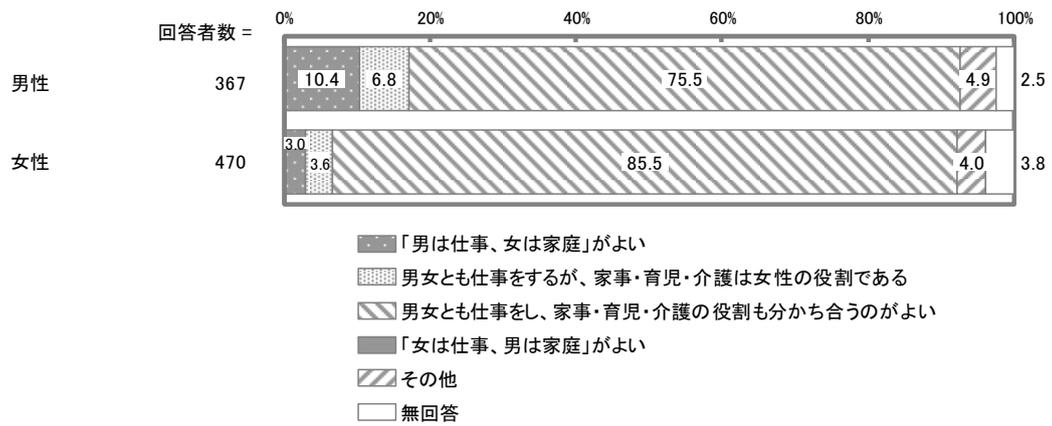
内容について知っているものについて



④ 性別によって男女の役割を決めるような考え方について

女性に比べ、男性で「男は仕事、女は家庭」がよい」の割合が高くなっています。一方、男性に比べ、女性で「男女とも仕事をし、家事・育児・介護の役割も分かち合うのがよい」の割合が高くなっています。

性別によって男女の役割を決めるような考え方について

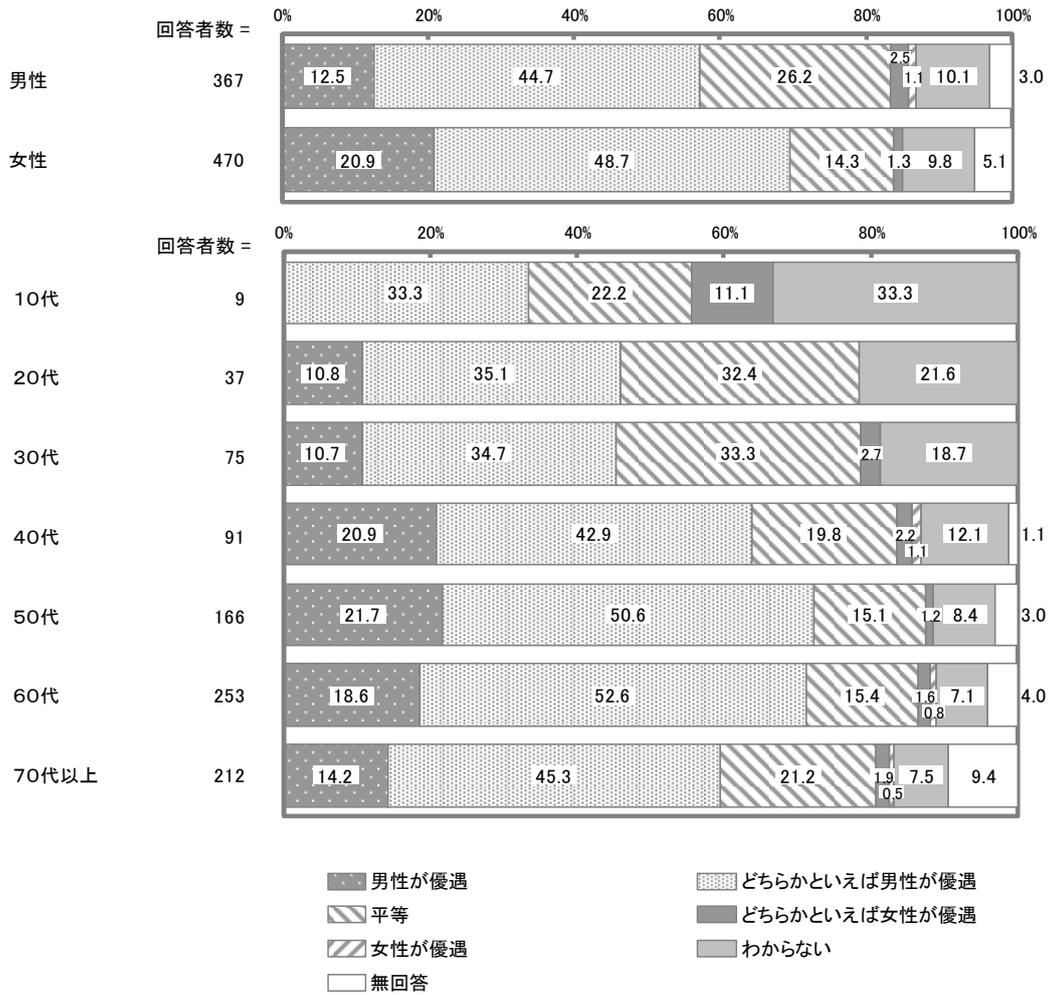


⑤ 地域の中で男女の地位は平等になっているかについて

女性に比べ、男性で「平等」の割合が高くなっています。一方、男性に比べ、女性で“男性が優遇”の割合が高くなっています。

年代別で見ると、40代以上で“男性が優遇”の割合が高くなっています。

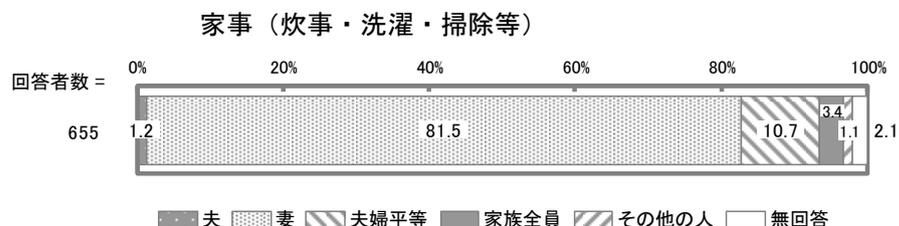
地域の中で男女の地位は平等になっているかについて



## ⑥ 家庭での役割分担について

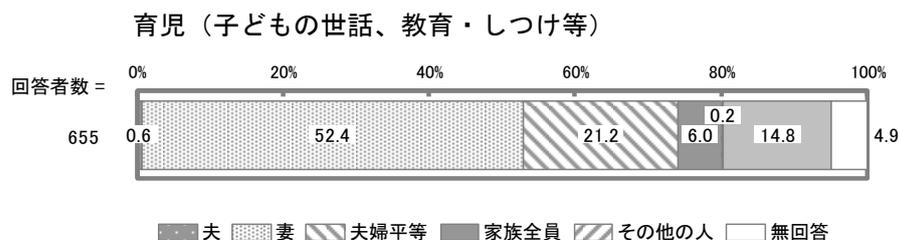
### 【家事（炊事・洗濯・掃除等）】

「妻」の割合が81.5%と最も高く、次いで「夫婦平等」の割合が10.7%となっています。



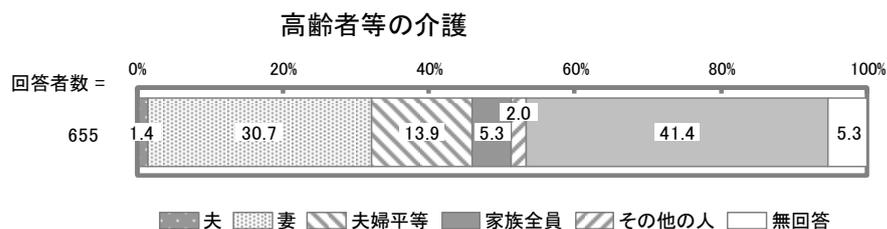
### 【育児（子どもの世話、教育・しつけ等）】

「妻」の割合が52.4%と最も高く、次いで「夫婦平等」の割合が21.2%、「該当なし」の割合が14.8%となっています。



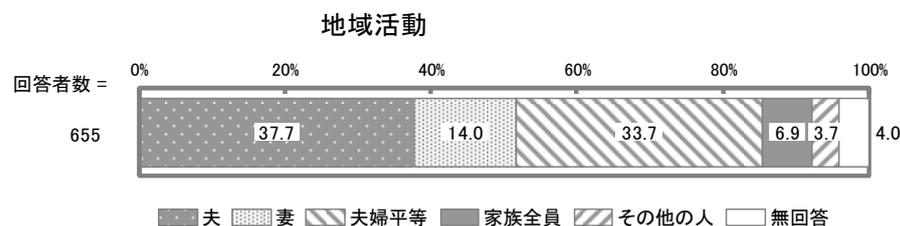
### 【高齢者等の介護】

「該当なし」の割合が41.4%と最も高く、次いで「妻」の割合が30.7%、「夫婦平等」の割合が13.9%となっています。



### 【地域活動】

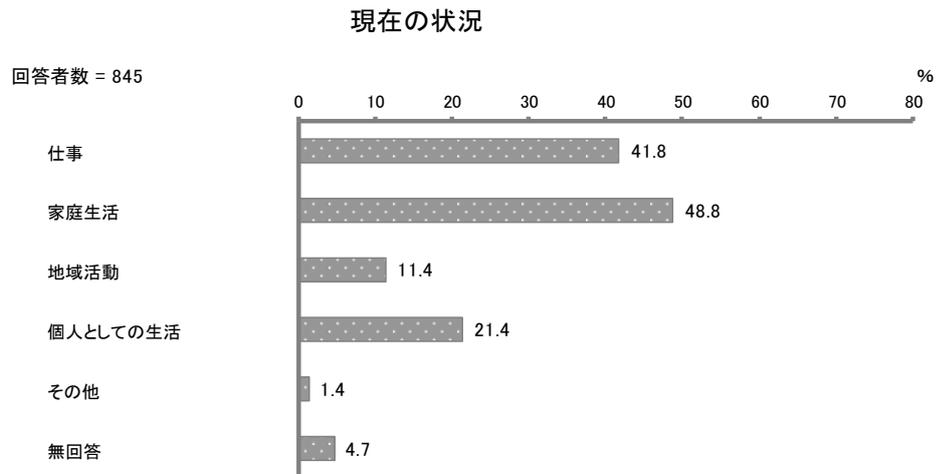
「夫」の割合が37.7%と最も高く、次いで「夫婦平等」の割合が33.7%、「妻」の割合が14.0%となっています。



⑦ 生活の中で優先したいことにおいて、現在の状況に近いもの、または希望するものについて

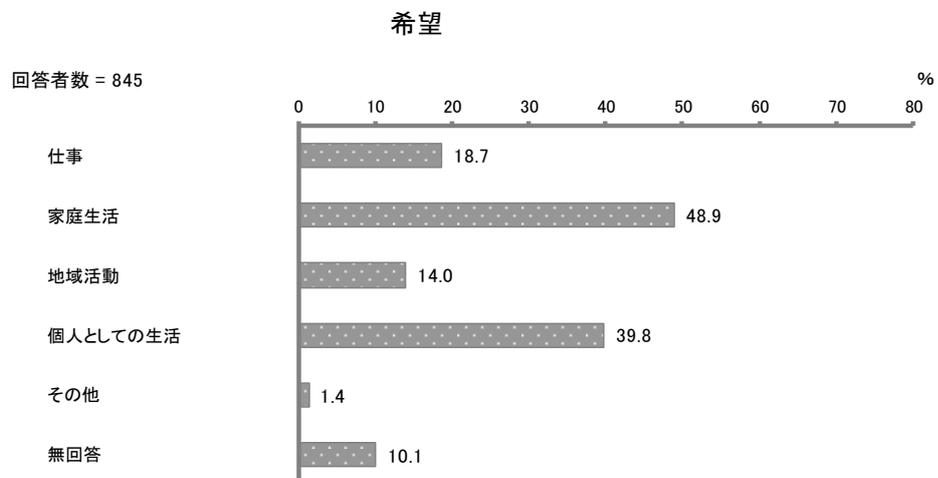
【現在の状況】

「家庭生活」の割合が 48.8%と最も高く、次いで「仕事」の割合が 41.8%、「個人としての生活」の割合が 21.4%となっています。その他意見には、学業などがあげられました。



【希望】

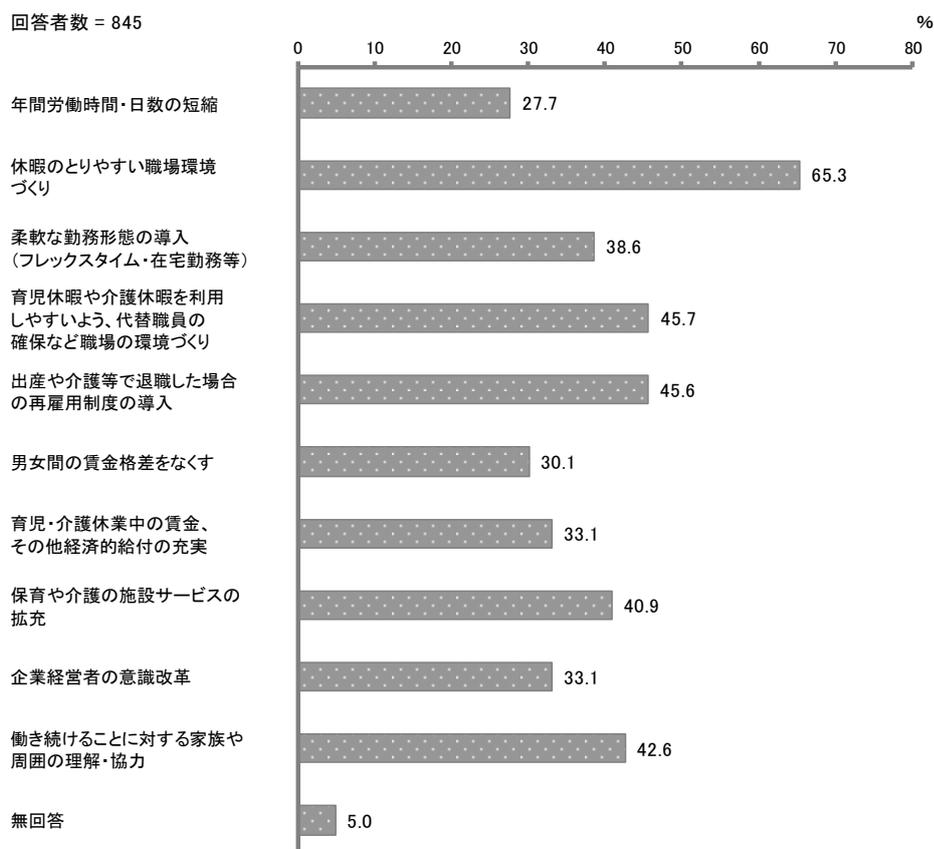
「家庭生活」の割合が 48.9%と最も高く、次いで「個人としての生活」の割合が 39.8%、「仕事」の割合が 18.7%となっています。



### ⑧ 男女がともに仕事と家庭を両立するために必要な条件の整備について

「休暇のとりやすい職場環境づくり」の割合が65.3%と最も高く、次いで「育児休暇や介護休暇を利用しやすいよう、代替職員の確保など職場の環境づくり」の割合が45.7%、「出産や介護等で退職した場合の再雇用制度の導入」の割合が45.6%となっています。

男女がともに仕事と家庭を両立するために必要な条件の整備について



年代別で見ると、10～30代で「年間労働時間・日数の短縮」、20～40代で「休暇のとりやすい職場環境づくり」の割合が高くなっています。

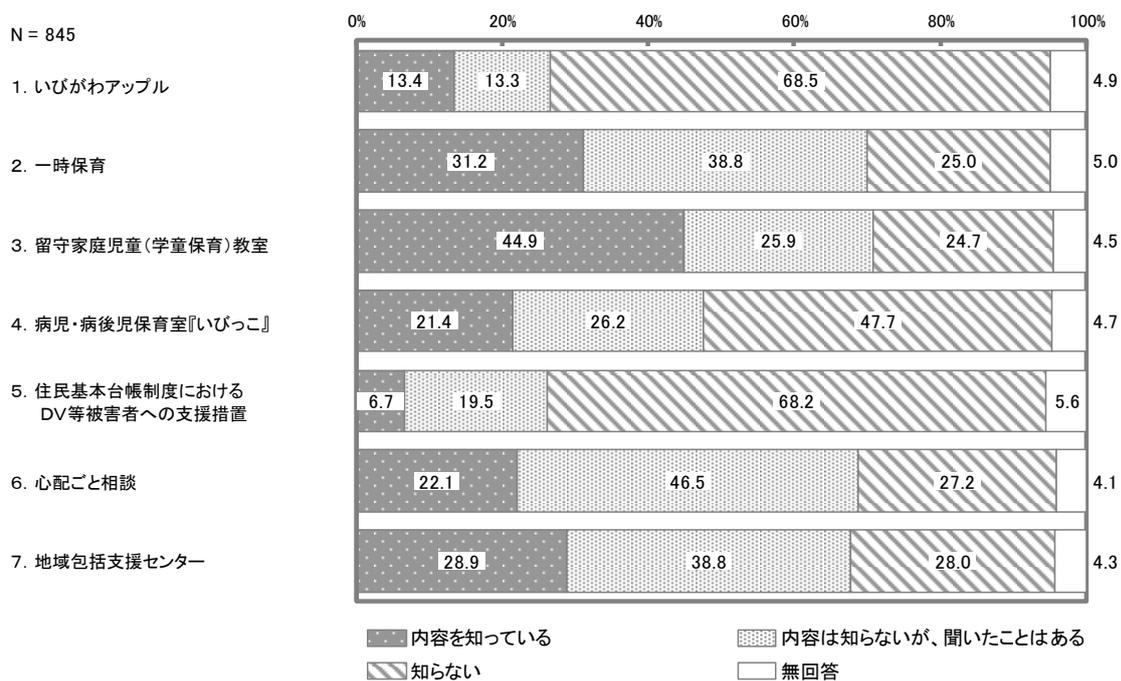
男女がともに仕事と家庭を両立するために必要な条件の整備について

項目	回答数	年間労働時間・日数の短縮	休暇のとりやすい職場環境づくり	柔軟な勤務形態の導入 (フレックスタイム・在宅勤務等)	育児休暇や介護休暇を利用しやすいよう、 代替職員の確保など職場の環境づくり	出産や介護等で退職した場合の再雇用 制度の導入	男女間の賃金格差をなくす	育児・介護休業中の賃金、その他経済的 給付の充実	保育や介護の施設サービスの拡充	企業経営者の意識改革	働き続けることに対する家族や周囲の 理解・協力	無回答
10代	9	44.4	66.7	55.6	77.8	33.3	55.6	44.4	44.4	44.4	44.4	0.0
20代	37	54.1	81.1	45.9	54.1	43.2	37.8	35.1	27.0	35.1	32.4	0.0
30代	75	41.3	78.7	46.7	41.3	46.7	36.0	38.7	40.0	36.0	44.0	1.3
40代	91	35.2	75.8	56.0	39.6	44.0	39.6	36.3	46.2	47.3	42.9	1.1
50代	166	25.9	62.7	45.2	52.4	46.4	34.9	33.7	44.6	32.5	34.9	1.2
60代	253	23.3	67.2	32.8	49.4	45.5	30.0	36.0	45.8	32.4	48.2	4.0
70代以上	212	20.3	52.8	27.8	37.3	46.2	17.0	25.0	32.5	25.9	42.5	13.2

### ⑨ 取り組み・制度の認知度について

『3. 留守家庭児童（学童保育）教室』で「内容を知っている」の割合が高くなっています。また、『1. いびがわアップル』『5. 住民基本台帳制度におけるDV等被害者への支援措置』で「知らない」の割合が高くなっています。

取り組み・制度のうち、内容を知っているものについて



## 5 第1次プランにおける達成状況

第1次プランにおける達成状況をみると、目標値を達成した（A評価）は0項目、目標値は達成しなかったものの、計画策定時より改善した（B評価）は2項目、計画策定時より悪化した（C評価）は5項目となっています。

### （1）基本方針Ⅰ 人権を尊重し健やかなくらしを築きます。

指標	計画策定時	実績値					目標値	評価
	平成24年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
特定健診の受診率（%）	54.4	48.2	48.5	48.2	48.5	60.0	C	
社会体育施設利用者数（人）	137,838	176,624	156,124	153,238	121,849	140,000	C	

### （2）基本方針Ⅱ 家庭・地域・働く場での環境づくりを進めます。

指標	計画策定時	実績値					目標値	評価
	平成24年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
子育て講座参加者数（人）	803	917	821	852	850	1,000	B	
子育て支援センター利用者数（人）	6,214	5,773	5,062	5,156	5,200	6,800	C	
町職員の男性育児休業・介護休暇取得者数（人）	0	0	0	0	0	5 （平成26年度からの累計）	C	

### （3）基本方針Ⅲ 互いの個性をいかして活力ある地域づくりを進めます。

指標	計画策定時	実績値					目標値	評価
	平成24年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
町の審議会等における女性委員の割合（%）	30.0	28.0	24.7	26.9	11.9	40.0	—	
町職員の管理職に占める女性の割合（%）	14.7	13.0	16.9	17.7	19.3	20.0	B	
男女共同参画セミナーの企画回数（回）	—	0	1	0	0	10 （平成26年度からの累計）	C	

※計画策定時の町の審議会等における女性委員の割合については、審議会等に審議会及び民生委員・児童委員を含めた女性委員の比率となっており、平成29年度は審議会における女性委員の割合としたため評価は不能（—）とした。



## 第 3 章

# プランの基本的な考え方と基本方針

## 1 プランの視点

男女共同参画社会基本法が定める 5 つの理念に沿ってこのプランを進めます。

- ① 男女の人権の尊重（第三条）
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮（第四条）
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画（第五条）
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立（第六条）
- ⑤ 国際的協調（第七条）

男女共同参画社会を実現するためには、町全体で男女共同参画について学び、意識を根付かせ、一人ひとりが日々の暮らしの中でその認識を行動に繋げていくことから始まります。

現在町では、少子高齢化、過疎化の進行に伴って家族構成や働き方が多様化し、地域の課題も複雑化してきており、行政の施策だけで対応することが難しくなりつつあります。

こうした状況を勘案すると、だれもが生き生きとした暮らしを維持していくためには、一人ひとりの地域社会への積極的な参画が重要となります。性別にとらわれることなく、だれもが持てる個性と能力を発揮しその力を合わせることで、つまり男女共同参画社会を推進することが町にとっても不可欠であると考えています。

男女共同参画社会の実現とこれからのまちづくりは一体であるという視点に立ち、住民の皆様にとってこのプランが身近なものとなるよう、日々の暮らしの中で男女共同参画をどう実践していけばよいかをまとめました。

## 2 目指す姿と基本方針

お互いその人らしさを認めあい、それぞれの個性や能力を活かしながら、幸せに暮らすまちをつくるため、この男女共同参画プランが目指すまちの姿を、「一人ひとりがみとめあい、ともに幸せにくらすまち」とし、3つの基本方針に基づき、男女共同参画を推進します。

[ 目指す姿 ]



### 基本方針 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識・環境づくり

男女がともに男女共同参画に関する認識を深められるよう広報・啓発活動を積極的に進めるとともに、固定的な性別役割分担意識が払拭され、旧来からの社会制度や慣行にとらわれない意識づくりを進めます。

また、時代を担う子どもたちが男女平等の精神を身につけ、健やかに育つ環境の整備に努めます。

さらに、生涯にわたっては学校や家庭、地域、企業などのあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

## 基本方針Ⅱ 多様な活躍ができる社会づくり

政策・方針決定過程への女性の参画を進めるための働きかけを行うとともに、男女がともに責任をもって家庭、地域活動を担い、様々な分野に参画できるよう意識啓発と環境整備を推進します。

また、「女性の活躍推進」と「働き方改革」のために、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します。そして、一人ひとりが個性と能力を発揮して働くことができるよう、職場では、仕事の内容や賃金・待遇、昇進・昇格の機会などの男女差別をなくし、男女ともに安心して働くことができる環境づくりを促進します。

## 基本方針Ⅲ 互いを尊重し、誰もが個性を活かして暮らせる町づくり

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件です。男女の健康上の課題の違いについて正しい知識を持ち、お互いを理解し、相手に対する思いやりをもって生きていけるよう、情報提供や活動機会の提供に努めます。

また、重大な人権侵害であるDVなどに対応するため、相談窓口の周知や、関係機関と連携した被害者の支援体制の整備・充実に努めます。さらに、男女共同参画の視点を持った、防災などにおける災害時の支援の充実に図ります。

### 3 体系図

[ 基本理念 ]

[ 基本方針 ]

[ 基本施策 ]

一人ひとりがみとめあい、ともに幸せにくらすまち

基本方針Ⅰ  
男女共同参画社会の  
実現に向けた意識・  
環境づくり

(1) 広報活動の推進による意識啓発

(2) 生涯を通じた男女共同参画の  
理解の促進（学校教育等含む）

(3) 地域、家庭、  
企業に向けた意識啓発

基本方針Ⅱ  
多様な活躍ができる  
社会づくり  
【揖斐川町女性活躍推進計画】

(1) 政策・方針決定過程への  
女性の参画の推進

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

(3) 女性の就業支援

基本方針Ⅲ  
互いを尊重し、誰もが  
個性を活かして暮らせる  
町づくり

(1) 健やかな生活を送るための  
環境づくり（子育て、  
介護支援体制等含む）

(2) DV防止啓発及び被害者支援  
【揖斐川町DV防止計画】

(3) みんなで取り組む地域づくり  
（地域活性、防災等含む）



## プランの基本方針と施策の展開

### 基本方針 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識・環境づくり

#### (1) 広報活動の推進による意識啓発

##### 【現 状】

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な役割分担意識は、一人ひとりの個性や能力に関係なく影響を与え、個人の職業選択等の可能性を狭めてしまうもので、男女共同参画が進まない要因となっています。

アンケート調査では、「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」について認知度は約8割となっており、用語が浸透している状況が伺えます。一方で「知らない」と答えた人も1割半ばとなっており、一定数存在しています。

男女が互いに尊重しながら、多様な価値観を認め合い、個性と能力を発揮できる社会を築くためには、固定的な役割分担意識が男女の個人としての能力の発揮や、活動の選択を制限するものであることを、今後も周知していく必要があります。

##### 【取組の方向性】

広報誌などの紙媒体や、いびがわチャンネル、ホームページなど音声・映像媒体の活用等により、広く町民に男女共同参画の周知を図ります。

町民が男女共同参画に関する情報を入手し、自ら学習することができるよう、男女共同参画に関する情報の収集・提供体制の充実に努めます。

また、アンケート調査の実施や資料等の収集などを行い、ホームページなどでの情報提供に努めていきます。

## ① 多様な媒体を通じた意識啓発・広報活動の推進

### 【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
男女平等・人権尊重意識の醸成	広報誌・ホームページ・いびがわチャンネル・音声告知放送などを活用し、男女共同参画に関する啓発を実施し、意識の醸成を図ります。	政策広報課
各種団体等への意識啓発	各種団体や企業等へ、啓発資料の配布により、意識啓発を進めます。	関係課
男女共同参画の視点に立った表現の推進	広報媒体などで、男女いずれかに偏った表現や、性別により固定化したイメージを助長する表現などを避け、男女共同参画の視点に立った表現の使用を進めます。	政策広報課

## ② 男女共同参画に関する調査研究及び情報収集・提供の推進

### 【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
情報提供の充実	国・県などが発行する男女共同参画に関する資料や情報の収集や提供に努めます。	政策広報課
図書の提供	男女共同参画に関する図書の充実を図ります。	社会教育文化課
町民意識調査の実施	町民意識調査を実施し、各施策に反映させるよう関係各課と連携します。	政策広報課

## (2) 生涯を通じた男女共同参画の理解の促進（学校教育等含む）——

### 【現 状】

長い年月をかけて形成されてきた男女の固定的な役割分担を前提とした社会制度や慣行が、町民一人ひとりの意識に影響を与えています。

本町では男女平等意識を育む教育の推進等を行っておりますが、アンケート調査では性別による役割分担意識について、「男は仕事、女は家庭」がよいとする人の割合が女性に比べ男性で高く、約1割となっています。

だれもが個性と能力を発揮し、進路や生き方を選択できるよう支援するためには、子どもの頃から男女共同参画意識を高めることが重要です。男女平等や男女共同参画意識の高揚に向けた教育を行うなど、将来の男女共同参画社会を担う人材を育てることが必要です。

### 【取組の方向性】

一人ひとりが個性や能力を生かし、社会の様々な分野に参画することができる男女共同参画社会を実現するため、家庭、学校、地域、働く場などで、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、誰もが男女共同参画について正しく認識できるよう、様々な機会を通して分かりやすく広報・啓発活動を行います。

さらに、次世代を担う子どもたちには、より重点的に男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

## ① 乳幼児保育・教育、学校教育における男女平等教育の推進

### 【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
男女平等意識を育む教育の推進	男女共同参画の視点に立ち、幼稚園、保育園、小中学校、高等学校など、保育機関や教育機関での人権教育を推進します。	子育て支援課 学校教育課
男女平等の視点にたった教材等の充実	男女共同参画の視点にたった教材、図書等の充実を図ります。	子育て支援課 学校教育課
保護者に対する啓発	授業参観や懇談会等の場で、家庭における男女平等教育の重要性を啓発します。	子育て支援課 学校教育課
メディアリテラシー向上のための研修と啓発	人権意識に基づいたメディアリテラシー（情報メディアを読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力）向上のための職員研修の実施と児童生徒への啓発を行います。	学校教育課
様々な性を尊重する教育の実施	学校教育の場で、性に関する理解を深めるとともに、様々な性を尊重する意識を育てる教育を実施するよう努めます。	学校教育課

## ② 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

### 【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
学習機会の提供	男女共同参画に関する図書や学習資料を整備し、町民が自ら情報を収集し、学習することができる機会を充実します。	政策広報課 社会教育文化課
講座事業の充実	多様化するライフスタイルに対応した講座の充実を図ります。	政策広報課 社会教育文化課
性別にとらわれないキャリア教育の推進	性別等にとらわれない個性を尊重したキャリア教育を推進します。	学校教育課

### (3) 地域、家庭、企業に向けた意識啓発

#### 【現 状】

家庭生活や地域生活では、性別に関わらず一人ひとりが家事・育児や地域活動への役割を担うことが大切です。

アンケート調査では、女性が職業を続ける上での困難について、家事・育児・介護に追われている現状や、家族がそれらを手伝っていない現状が同えます。

本町においては地域における慣習の見直しの推進を図っており、また、農林業、商工自営業従事者への男女共同参画意識の啓発等も行っています。

今後も男女がともに協力しながら家庭生活・地域生活を過ごせるよう、家庭のみならず地域や企業に向けての啓発等の取り組みが重要です。

#### 【取組の方向性】

家庭や地域、企業などで固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、誰もが男女共同参画について正しく認識し、男女がともに責任をもって家庭、地域活動を担い、社会の様々な分野に参画できるよう、社会的支援の充実と環境整備に努めます。

男女共同参画に配慮したまちづくりなど住民に直結する様々な課題に対して、活動を行うための支援や周知啓発を行うことで、地域で暮らす一人ひとりが地域活動に参画することを進めます。

#### ① 地域活動への男女共同参画の推進

##### 【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
地域等における慣習の見直しの推進	社会通念や慣習等について、男女共同参画の視点から読み解くための情報提供に努めます。	政策広報課
自治会等への支援	自治会等の地域団体が地域における男女共同参画について主体的に取り組めるよう支援します。	総務課 政策広報課
農林業、商工自営業従事者への男女共同参画意識の啓発	関係機関と連携し、農林業従事者、商工自営業従事者へ啓発誌等により男女共同参画意識の啓発に努めます。	農林振興課 商工観光課

## ② 男女の能力をまちづくりに活かす支援活動

### 【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
まちづくりのノウハウの提供	男女共同参画の視点に立ったまちづくりの成功事例を収集・提供し、そのノウハウを紹介します。	政策広報課
各種団体との協働推進	女性を含めた地域の人材と、NPO法人やボランティア団体等との連携を可能にするよう、情報提供やマッチングを進めます。	政策広報課
地域のボランティア情報の提供	住民の持つ能力を地域や地域住民のために活かすことができるボランティア活動について、情報提供を行います。	関係課
まちづくりのためのワークショップ・ワーキンググループの開催	男女共同参画の視点を踏まえ、個人や団体の能力をまちづくりに活かすためのワークショップ・ワーキンググループを開催します。	政策広報課

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

【現 状】

性別にかかわらず、多様な人材が方針決定の場に参画していくことが、男女共同参画社会を実現し、今後の少子高齢化の進行や社会の激しい変化に対応していくためには重要です。

アンケート調査からは、政治・経済・地域などの分野において女性のリーダーが増加することによる影響として、「多様な視点が加わることにより新たな価値・商品・サービスが生まれる」「男女問わず優秀な人材が活躍できる」などの割合が高くなっており、各分野への女性の参画に対する期待は高くなっています。

今後も意思決定過程における男女共同参画を推進していくためには、町民一人ひとりが社会や政治に関心を持つとともに、あらゆる活動に男女が共に参画し、責任と役割を担う意識づくりが重要です。

【取組の方向性】

審議会等委員について、女性委員の登用状況を把握し、登用促進を働きかけます。

積極的に女性の職域を拡大し、キャリア形成と人材育成に取り組み、性別にかかわらず職員一人ひとりの能力や実績に応じた管理職への登用を推進します。

また、事業所や各種団体における方針決定過程への女性の参画を促進するため、広報・啓発や情報提供に努めます。

【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
行政機関における女性参画の推進	審議会や委員会等、町の政策・方針決定過程の場における女性の参画を促進します。	関係課
	性別で分けせず適材適所への人事配置を行い、職務分担を見直します。	総務課
	男女が対等に能力を高め、幹部職員としての育成を図りながら、女性への管理職の積極的な登用に努めます。	総務課
各方面での女性の政策・方針決定過程への参画啓発	企業や各種団体の意思形成や方針決定について、女性が参画しその団体等の特性に応じた実効性のある取り組みを行えるよう、参画意識を啓発します。	政策広報課

## (2) ワーク・ライフ・バランスの推進

### 【現 状】

一人ひとりが健康を維持し、生涯を通じて育児・介護との両立や自己実現を可能にするなど、社会的責任を果たすとともに、家族と安心して豊かに生活していく上では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた生活が重要です。

アンケート調査では、生活の中で優先したいことについて、現在の状況に近いものは「仕事」が約4割となっている一方、希望としては約2割となっています。また、男女がともに仕事と家庭を両立するために必要な条件整備として、休暇のとりやすさや代替職員の確保といった職場環境づくりが挙げられています。

町民一人ひとりが、多様な働き方を選択できるよう、性別にかかわらず家族一人ひとりが家事・育児・介護といった家庭の責任をともに担うとともに、仕事と生活の両立に対する職場の理解の促進など、ワーク・ライフ・バランスの確立に向けた環境の整備が必要です。

### 【取組の方向性】

行政から、雇用における男女の機会均等や育児・介護休業について再認識と実行への取り組みを進め、事業所においても男女共同参画が進むよう、固定的な性別役割分担意識の払拭について働きかけるとともに、男女共同参画の取組事例の紹介や、育児・介護休業制度に関する情報提供を行います。

### 【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
行政機関におけるワーク・ライフ・バランスの推進	業務の効率化を進めて残業を縮減し、家庭や地域での活動に積極的に参加します。	関係課
ワーク・ライフ・バランスに関する企業等への啓発	ワーク・ライフ・バランスの意義を周知し、実施による効果や、取組成功事例等の情報を提供します。	政策広報課 商工観光課
助成・奨励金制度等の周知	ワーク・ライフ・バランスに関わる国、県等の助成・奨励金制度等を周知し、仕事と生活が両立できる環境を支援します。	政策広報課 商工観光課
企業等への総労働時間短縮等の啓発	柔軟な雇用方法の検討や労働時間短縮に向けての情報を提供します。	政策広報課 商工観光課
企業への子育て支援制度の周知	仕事と家庭をともに大切にする職場環境づくりを啓発するため、岐阜県子育て支援企業登録制度を周知し、制度の活用を促進します。	政策広報課 商工観光課

### (3) 女性の就業支援

#### 【現 状】

生産年齢人口の減少が見込まれる中、就労を希望する「女性の力」が、将来にわたり持続可能で活力ある経済社会を築いていくために求められています。

本町では、女性の再就職支援やポジティブ・アクションの啓発など、女性の活躍に向けた取組みを行っていますが、アンケート調査では、女性活躍推進法について知らない人が約半数となっています。

女性が結婚や出産・育児を経てもその能力を発揮しながら働き続けられる環境づくりを進めるためには、法制度等の周知を図り、女性が働くことへの周囲の理解や多様な働き方への支援、能力開発の支援などが求められます。

#### 【取組の方向性】

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等や、女性活躍推進に係る国の助成制度等について情報提供を行うとともに、事業者を対象とした講座や研修の機会に紹介するなど周知を図ります。

また、職業に関する知識や技術習得の機会を充実させ、女性の職業能力の向上のために、就職等に関する情報の提供を行うとともに、結婚や育児等で離職した女性の再就職に向けた情報提供やセミナーの充実を図ります。

#### ① 雇用における男女の機会均等と多様な働き方の促進

##### 【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
男女平等な職場環境づくりの普及、啓発	労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の制度の普及・啓発を推進します。	政策広報課 商工観光課
多様な形態で働く人の労働条件の向上	多様な形態で働く人の労働条件の向上のため、パートタイム労働法に規定されている内容を企業等に対し周知します。	政策広報課 商工観光課
育児・介護休業の取得の促進	役場等、町の行政機関における育児休業や介護休暇等の取得、とりわけ男性職員の取得促進に努めます。	総務課
優良企業の誘致	企業進出のための優遇措置を規定している企業立地促進条例を活用し、優良な事業所や工場の誘致に努めます。	政策広報課

## ② 女性の能力発揮支援、就業支援、起業支援

### 【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
女性登用の必要性を啓発する講座等への参加促進	企業等に対して国、県、労働機関等が開催する女性登用の必要性や重要性を啓発する講座に、積極的に参加するよう情報を提供します。	政策広報課 商工観光課
ポジティブ・アクションの啓発	企業等に対して、ポジティブ・アクション（男女の格差等を解消するための自主的かつ積極的な取組）に取り組むための事業（普及促進セミナー等）を積極的に周知し、雇用の場における女性の活躍推進を啓発します。	政策広報課 商工観光課
女性の職業能力開発のための情報提供	女性の職業能力を高める講座の開催情報や、資格取得、技能取得等の情報を提供します。	政策広報課 商工観光課
女性起業家に対する支援	女性の起業支援や融資制度等を情報誌等により提供します。	政策広報課 商工観光課
女性の再就職支援	再び働きたい女性を支援するため、能力やスキルを高めるための情報や、関係機関と連携し再就職のための雇用情報を提供します。	政策広報課 商工観光課 子育て支援課

## 基本方針Ⅲ 互いを尊重し、誰もが個性を活かして暮らせる町づくり

### (1) 健やかな生活を送るための環境づくり（子育て、介護支援体制等含む）

#### 【現 状】

だれもが健康で生き生きと暮らすことができる社会づくりは、男女共同参画社会の実現のために重要な基盤となります。

本町では、健康づくり事業の推進や介護相談体制の充実などに取り組んでいますが、アンケート調査からは依然として妻が家庭で家事・育児・介護を多く担う現状がみられます。

今後も引き続き、育児・介護に関する支援体制を整備し、町民一人ひとりが健やかに生活を送るための支援が必要です。

#### 【取組の方向性】

家庭、地域、職場、学校など日常生活の中で、健康の維持・増進、生きがいづくりを図るため、情報提供や健康講座など、意識啓発を図ります。また、ライフステージごとに健康の課題が異なるため、各年齢に応じた健康指導、相談に努めます。

あらゆる立場の男女が共に自立して社会に参画し、安心して暮らすため、男女共同参画の視点に立ち、障がい者、高齢者、ひとり親家庭、外国人等の社会参加への支援を行うとともに、自立支援に向けた必要なサービスの充実に努めます。

#### ① 生涯を通じた心身の健康づくりのための体制整備

##### 【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
悩みを抱える男女の支援	男女が抱える様々な悩みごと相談（人権相談、法律相談、行政相談、心配ごと相談等）の充実を図ります。	総務課 福祉課
健康診査等の受診促進	誰もが健康でいられるよう、健康診査の受診を促すとともに、受診しやすいよう実施方法について配慮を進めます。	健康増進課
母子保健施策の充実	母子の健康な生活を支援するため、健康診断、保健指導、相談等のサービスを充実させます。	健康増進課
健康づくり事業の推進	生涯にわたって健康に過ごすため、健康相談や栄養指導、健康スポーツ教室などの事業を推進します。	健康増進課 福祉課 スポーツ振興課

② 男女共同参画の視点に立った、高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭等への支援

【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
各種介護サービスの充実と情報提供	援助を必要とする高齢者や障がい者が、安心して生活できる介護サービスの充実と質的向上、及びそれらの情報提供を行います。	福祉課
高齢者、障がい者の権利擁護	認知症、障がいなどで、判断能力が不十分な人の権利を保護する成年後見制度や権利擁護等の周知を図ります。	福祉課
障がい者の就労機会の拡大	障がい者の雇用促進にむけて、企業などへの働きかけに努めます。	福祉課
各種ボランティア活動の支援と充実	社会福祉協議会との連携により、高齢者や障がい者の自立支援や生活安定のため、ボランティアの育成と支援の充実を図ります。	福祉課
高齢者の生きがいづくり支援	高齢者の生きがいづくりを支援するため、老人クラブの活性化や趣味の教室などの充実、就労の推進を図ります。	福祉課 社会教育文化課
地域包括ケアシステムの充実	地域包括支援センターの機能充実や医療・福祉等関係機関との連携を図り、地域包括ケアシステムの充実に努めます。	福祉課
ひとり親家庭における生活及び自立支援の充実	ひとり親家庭の生活の安定と自立、子どもの健全育成のために、各種支援制度の充実を図ります。	子育て支援課
外国人への行政サービスの充実	外国人住民に必要な各種情報を提供し、多言語表記や相談体制を充実させるため、関係機関との連携を図ります。	関係課
専門相談機関の周知	性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている方やその支援をしている方を対象に、相談を行っている機関の情報を提供します。	政策広報課

③ 家事、子育て、介護等への男女共同参画の推進

【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
家庭における男性の意識啓発	男性も家事、子育て、介護等に参画する必要性を周知し、本人や周囲の人々の性別による固定的な役割分担意識によって、参画が阻害されないよう各家庭において啓発します。	政策広報課 子育て支援課 福祉課
地域や働く場での男性の意識啓発	男女がともに家事、子育て、介護等へ参画することの必要性を理解し、双方が家庭生活における役割を担うよう、地域や事業所等に対して啓発します。	関係課
子育て情報の情報提供	子育てガイドブックや広報誌、ホームページ等を活用し、子育てに関する悩み等の相談窓口や各種子育て支援制度に関する情報提供に努めます。	子育て支援課

具体的な施策	具体的な内容	担当課
多様な保育ニーズに対応したサービスの充実及び周知	乳幼児保育・延長保育・病児・病後児保育・一時保育・障がい児保育及び学童保育のサービスを充実するとともに、周知に努めます。	子育て支援課
介護相談体制の充実	介護保険制度の周知を図るとともに、介護サービス相談体制の充実を図ります。	福祉課

## (2) DV防止啓発及び被害者支援【揖斐川町DV防止計画】

### 【現 状】

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）やドメスティックバイオレンス（DV）等は、基本的人権に係る大きな問題であり、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。

アンケート調査によると、DVについての「内容を知っている」または「内容は知らないが、聞いたことはある」人の割合は8割半ばとなっており、認知が進んでいる状況となっています。しかし、依然として11.2%の人がDVについて「知らない」と答えていたり、住民基本台帳制度におけるDV等被害者への支援措置について知らない人が7割近くとなっていたりと周知に関する課題も伺えます。

男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、今後も被害者が安心して相談できるよう、相談機関の周知や情報提供の充実を図ることが必要です。また、関係機関が有機的に連携し、防止対策の徹底を図っていくことが重要です。

### 【取組の方向性】

暴力やハラスメント等を許さない社会の実現のため、若い世代を含めた社会全体で男女の人権尊重意識を共有することができるよう、関係機関と連携し、啓発活動に努めます。

また、庁内や関係機関との連携を強化し、DV被害者が安心して相談できる体制の強化を図り、支援体制を充実していくとともに、DV被害者が自立した生活を送ることができるよう関係機関と連携し、情報提供を行うとともに各種支援を提供します。

## ① 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進

### 【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
DV等の暴力を許さない意識の醸成	広報誌・ホームページ・いびがわチャンネル等を活用し、DV等に関する情報を提供し、暴力防止の啓発を推進します。	政策広報課 福祉課
デートDV防止など若年層への啓発の推進	児童、生徒等若年層や教職員などに対して、デートDV防止に関する啓発、情報提供を実施します。	福祉課 学校教育課
専門相談機関の周知	DV等の相談業務を主として行っている専門機関の情報を提供します。	政策広報課 福祉課
DV相談窓口の設置と、関係機関との連携の強化	DVに関しての相談窓口を開設し、県や医療機関、警察など関係機関との連携体制を強化して対応にあたります。	福祉課

## ② 性犯罪・ストーカー行為等の防止の啓発

### 【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
性犯罪・ストーカー行為防止に関する情報提供	広報誌・ホームページ・いびがわチャンネル等により性犯罪・ストーカー行為防止の情報を提供します。	福祉課
専門相談機関の周知	性犯罪・ストーカー行為の相談業務を主として行っている機関の情報を提供します。	政策広報課 福祉課

## ③ セクシュアル・ハラスメント防止の啓発

### 【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
セクシュアル・ハラスメントを許さない意識の醸成	広報誌・ホームページ・いびがわチャンネル等を活用し、セクシュアル・ハラスメントに関する情報を提供し、意識の啓発を推進します。	政策広報課
専門相談機関の周知	セクシュアル・ハラスメントの相談業務を主として行っている機関の情報を提供します。	政策広報課

### (3) みんなで取り組む地域づくり（地域活性、防災等含む）

#### 【現 状】

地域活動は就労とともに私たちの社会生活の重要な一面です。また、少子高齢化が進む中、男女がともに協力して役割を果たすことが求められています。

アンケート調査では、地域の中における男女の地位について、男性が優遇されていると感じる人の割合が女性で高くなっています。さらに、男性に比べ女性で地域活動への参加割合は低くなっており、地域における役割は男性主体で担ってきた状況が伺えます。

また、東日本大震災の発生以降、避難所等の防災対応について男女共同参画の視点が求められています。

まちづくりや防災の分野に関しては、女性に比べ男性が中心となって担ってきた側面がありますが、まちづくりや防災に関する多様な課題に対して、男女双方の視点から考えていき、男女共同参画の視点に立った防災体制を確立することが重要です。

#### 【取組の方向性】

防災やまちづくりの分野などでの固定的な性別役割分担を見直し、災害現場や避難場所において女性の視点に立った配慮がなされるよう取組を進めます。また、地域の自主防災活動や防災・災害復興に関する方針決定の場などにおける女性の参画を進めます。

固定的な性別役割分担意識とそれに基づく慣習・慣行を改め、女性の役割を適正に評価するための啓発を関係機関・団体と連携し積極的に行います。

#### ① 安全で安心なくらしのための男女共同参画の推進（福祉、防災等）

##### 【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
地域防災活動における男女共同参画の推進	女性の視点を取り入れた防災活動が行えるよう、地域の自主防災活動への女性の参加を促進します。	総務課
防災・災害対策に関する災害復興における男女共同参画の推進	防災・災害復興に関する方針決定の場への女性の参画を推進し、被災現場への女性職員の配置を行い、多様なニーズに対応した支援を行います。	総務課

具体的な施策	具体的な内容	担当課
高齢者がいきいきと暮らせる地域づくりの推進	高齢者が地域でいきいきと暮らせる地域づくりに向け、行政と関係機関及び地域の住民一人ひとりが協力し合い、その時々課題をとらえて対応を進めます。	関係課
ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	高齢者、障がいのある人にとっても住みやすい、ユニバーサルデザインのまちづくりを目指し、ユニバーサルデザインの意義について意識啓発を進めます。	関係課

## ② 男女共同参画による産業活性化の推進（観光、農業等）

### 【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
農林業、商工自営業者の能力開発のための支援	農林業、商工自営業者の女性の経営力や技術力の向上に向けて、情報提供や研修、セミナー等への参加の促進を図ります。	農林振興課 商工観光課
観光資源の魅力増進への支援	男女の多様な視点を取り入れて、観光資源をブラッシュアップし魅力増進を図ります。	商工観光課
6次産業化への多角的な支援	6次産業化に取り組む事業者・団体等の支援にあたり、地域の特色と多様な人材の積極的な活用を図ります。	農林振興課
特産品開発支援	多様な人材を活用しながら特産品開発に取り組み地域振興を図ります。	農林振興課
家族経営協定制度の普及啓発	家族経営協定制度締結に対する支援を行います。	農林振興課

## ③ 女性の人材育成や人材情報提供

### 【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
人材の育成	男女共同参画を推進するにあたり中心的役割を担う人材を育成するため、各活動団体等に対して、関係機関が開催する研修会の情報を提供し、積極的な参加を促進します。	関係課
女性団体のネットワーク化	町内女性団体での情報や活動を交流できるよう、ネットワークづくりを支援します。	政策広報課

#### ④地域活動の推進

##### 【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
地域づくり事業 実施団体への支援	小さな一歩応援事業制度の運用を通して、まちづくりを行う各種団体を支援します。	政策広報課
各種補助制度の 活用による団体支援	各種補助制度を地域で活動する団体に対して広く知らせ、制度を適切に運用して当該団体へ必要な支援を行います。	関係課
NPO等の団体 設立・運営への支援	NPO法人の設立や運営にあたって、行政のもつ情報を提供し助言を行います。	政策広報課
男女共同参画の 視点を踏まえた 町表彰規定の運用	町の表彰規定による功労者表彰にあたり、男女共同参画の視点を踏まえて制度を運用します。	総務課

## 目標指標

### (1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識・環境づくり

男性・女性に関わらず、意見を交換できる場をつくることで、男女共同参画に配慮したまちづくりを目指します。一番身近に感じられる社会である「地域」から意識づくりを行っていくことが重要です。

指標	現在値	目標値 (2023年度)
地域の中で男女の地位は平等であると考える町民の割合	男性 26.2% 女性 14.3% (平成30年度)	男性 30% 女性 30%
まちづくりのためのワークショップ・ワーキンググループの開催	3回 (平成29年度)	5回

### (2) 多様な活躍ができる社会づくり

引き続き、行政から女性の参画を推進します。また、事業所に対しても、職場づくりの参考例などを情報共有し、仕事と生活の両立ができる社会を目指します。

指標	現在値	目標値 (2023年度)
法令・条例に基づく町の審議会等における女性委員の割合	18.5% (平成30年度)	25%
町職員の管理職に占める女性の割合	19.3% (平成29年度)	25%
ワーク・ライフ・バランス 「内容を知っている」人の割合	14.3% (平成30年度)	30%

### (3) 互いを尊重し、誰もが個性を活かして暮らせる町づくり ―

男女共同参画社会の実現において、だれもがいきいきと暮らせる社会づくりは必要不可欠です。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）の認知度を高めることで、最終的には、被害を受けた際に誰にも相談できないということがないよう、環境づくりに努めていきます。

指標	現在値	目標値 (2023 年度)
特定健診の受診率	48.5% (平成 29 年度)	60%
子育て講座参加者数	850 人 (平成 29 年度)	1,000 人
ドメスティック・バイオレンス（DV） 「内容を知っている」人の割合	59.2% (平成 30 年度)	80%



# プランの推進体制と役割分担

## 1 推進体制

このプランを効果的に推進するためには、プランの内容を多くの皆様に広く周知し、理解していただくことが必要です。そのうえで、行政と皆様とがより良いパートナーシップを築きながら、ともに男女共同参画を進めていこうとする意識が不可欠となります。

また、プランが着実に推進されていくためには、庁内の各部局が連携し、施策の進捗状況に気を配りながら、継続的に取り組むことが必要です。

町がプラン推進のための中心となり、町民、事業者、各種団体の皆様と役割を分担しながら、社会情勢の変化に対応した必要な見直しを交えつつ、このプランを推進します。

## 2 役割分担

### (1) 庁内推進体制の整備

- 政策広報課が推進の中心的役割を果たし、各部局の連携を図ります。
- すべての職員が、男女共同参画の視点を持って業務に従事します。
- 町職員として、一人ひとりが日々の業務において男女共同参画に取り組むため、以下の実行を宣言します。

#### 揖斐川町職員としての男女共同参画宣言

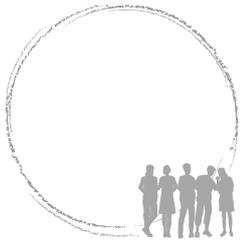
男女共同参画についての適切な認識を持ち、  
性別で分けせず能力や適性に応じて職務を分担し、  
互いに高め合い業務に取り組みます。

## (2) 町民、事業者等との連携の推進

- 町、町民、事業者等が自己の役割を認識し、それぞれの立場で男女共同参画推進における役割を担います。
- 地域社会全体で、効率的、効果的に男女共同参画を進めるため、町、町民、事業者等が事業を共同で実施するなど、連携を強めます。

## (3) 国、県、関係機関との連携の推進

- 国や県及び関係機関と連携や交流を図り、男女共同参画に関する情報収集に努め、施策の推進に活かします。
- 国や県及び関係機関に対し、このプランの推進について必要な協力や要請を求めます。



## 参考資料

### 1 策定経過

年月日	内 容
平成30年 5月22日	第1回揖斐川町男女共同参画推進審議会 ・ 揖斐川町男女共同参画プラン進捗状況 ・ 揖斐川町第2次男女共同参画プランの構成（素案） ・ 町民アンケート調査案について
7月5日 ～7月25日	男女共同参画に関する町民アンケート調査
12月21日	第2回揖斐川町男女共同参画推進審議会 ・ 男女共同参画に関する町民アンケート調査 結果報告 ・ 揖斐川町第2次男女共同参画プラン案について
平成31年 2月12日	第3回揖斐川町男女共同参画推進審議会 ・ 揖斐川町第2次男女共同参画プランを町長へ提出 ・ 揖斐川町第2次男女共同参画プランの公表について

## 2 揖斐川町男女共同参画推進審議会設置要綱

平成 25 年 1 月 21 日

訓令第 1 号

(設置及び目的)

第 1 条 揖斐川町男女共同参画計画の策定及び推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、揖斐川町男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び見直しについて調査審議すること。
- (2) 男女共同参画計画の実施状況及び進捗状況について評価審議すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関し必要な事項

2 前項に掲げるもののほか、男女共同参画について、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、男女のいずれかが委員総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長をそれぞれ 1 人置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、会長及び委員の半数以上の出席がなければ、開催することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

### 3 揖斐川町男女共同参画推進審議会委員名簿

敬称略

氏名	所属等	役職
山口 未花子	岐阜大学 地域科学部地域文化学科 助教	会長
川瀬 善忠	揖斐川町教育委員会 委員	副会長
清水 善澄	揖斐川町区長会 会長	
服部 均	揖斐川町商工会 会長	
佐木 みどり	学校法人佐木学園 揖斐幼稚園 園長	
森本 節子	JA いび川 女性部 部長	
小寺 富喜子	揖斐川町女性防火クラブ 会長	
富田 法子	揖斐川町社会福祉協議会ボランティア 代表	
森川 誠	揖斐川町人権擁護委員会 委員	
森 三恵子	揖斐川きららの会 代表	
松原 正明	揖斐川町公民館長会 会長	

## 4 用語集

### ア 行

#### 育児・介護休業法

育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と待遇が確保されることなどを目的として平成4年に施行された法律。平成22年6月30日より子育て期間中の働き方の見直し、父親も子育てが出来る働き方の実現等を盛り込んだ改正法が施行された。

#### LGBT

代表的な性的マイノリティの頭文字をとって作られた言葉。レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に診断された性と、自認する性の不一致）の総称であり、他の性的少数者は含んでいない。

### カ 行

#### 家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするために、農業経営を担っている家族一人一人の役割と責任が明確とする世帯員相互間のルールを文書にして取り決めるもの。

#### キャリア教育

子どもたちが将来、社会的、職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育てる教育活動。

#### 国際婦人年

1972年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年を国際婦人年とすることが決定された。また、1976年～1985年までの10年間を「国連婦人の十年」とした。

#### 固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」など、役割を固定的に分けること。

## サ 行

### 女性活躍推進法

平成 27 年 8 月に成立し、10 年間の時限立法として、同年 9 月 4 日に施行された。同法により、平成 28 年 4 月 1 日から、従業員 301 人以上の企業と、雇用主としての国や自治体は女性の活躍推進に向けた行動計画の策定と公表が義務付けられ、同様のことが 300 人以下の企業にも努力義務として課された。

### 女子差別撤廃条約

1979 年 12 月、第 34 回国連総会において我が国を含む 130 カ国の賛成によって採択され、1981 年 9 月に発効した。締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから 1 年以内に第 1 次報告を、その後は少なくとも 4 年ごとに報告を提出することとなっている。

### 女性のチャレンジ支援

平成 14 年 1 月開催の男女共同参画会議において、様々な分野における女性のチャレンジの促進について検討するよう指示があったことを受け、平成 15 年 4 月に内閣総理大臣及び関係各大臣に対する意見（「女性のチャレンジ支援策について」）を決定した。この意見には、雇用、起業、NPO、農業、研究、各種団体、地域、行政、国際などの様々な分野において、意欲と能力のある女性が活躍できるよう、分野ごとの支援策をまとめられている。

### ストーカー行為

恋愛感情などの好意の感情、その感情が満たされなかったことへの怨みなどの感情を充足させる目的で、相手や相手の配偶者、親族などにつきまとい等の行為を繰り返すこと。ストーカー事件の多発を受け、平成 12 年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行された。

### 性的指向

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

### セクシュアル・ハラスメント

「性的嫌がらせ」のことで、職場においては、労働条件について不利益を受けたり、就業環境が害されることを言う。職場のみならず学校や地域社会などにおいても起こることであり、男女どちらも被害を受けることがある。

## 積極的改善措置

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

## タ 行

### 男女共同参画基本計画

政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画。男女共同参画社会基本法第 13 条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の計画は平成 22 年 12 月 17 日に閣議決定されている。

### 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

### 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号として、公布、施行された。

### 男性中心型労働慣行

勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行のこと。

### デートDV

結婚していない恋人の間で起こる身体、言葉、態度による暴力のこと。

### ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者やパートナーなど身近な関係にある男女間で行われる、生命や身体に危害を及ぼす暴力行為、又はそれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為のこと。

## ハ 行

### ポジティブ・アクション

「積極的改善措置」の項参照。

## マ 行

### メディアリテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

## ヤ 行

### ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

## ラ 行

### 6次産業化

農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。

## ワ 行

### ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

性別、年齢に関係なく誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

## 揖斐川町第2次男女共同参画プラン

発行年月日：平成31年3月

発行：揖斐川町

編集：揖斐川町企画部政策広報課

〒501-0692

岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133

TEL 0585-22-2111

FAX 0585-22-4496

<http://www.town.ibigawa.lg.jp>